

活動ハンドブック

生活クラブ埼玉 50周年記念事業

- ・2024年度に、1974年の創立総会から数えて50周年を迎えます。1年を通じて各50周年事業（行事）を実施・開催していきます。
- ・コンセプトは「未来へ向けて、人と、地域と、生産者と、つながりをつくることで、暮らしを見つめなおす。」、合言葉は「つながろう つなげよう」です。
- ・ロゴは関連行事で活用、生産者交流会、記念消費材づくり、記念イベント（11月9日予定）、記念誌などの各種事業をすすめます。



◆このハンドブックには、おおぜいで活動するための組織運営の知恵と工夫が掲載されています。

活動の際の不安や疑問、組織をどのように運営したらよいか、地区・支部大会で決めた方針をどのように組合員活動の中で具体化していくかを考えるヒントがここにあります。

- ・本冊とは別に各項目の詳しい説明資料を「資料編」、書式類を「書式編」、ブロック独自ルールや書式を「ブロック編」として生活クラブ埼玉 HP に掲載しています（巻末に資料編一覧と書式編一覧を掲載）。
- ・2023年度より、ブロックに予算や権限が大きく委譲されました。ルールや補助内容などブロックごとに異なる部分があります。

◆活動する時はこれらの資料を用意しましょう

- ① 地区・支部・ブロック大会議案書（常時必携です！！）
- ② 生活クラブ活動ハンドブック（この冊子）
- ③ 総代会議案書またはダイジェスト版
- ④ エッコロ制度ガイドブック

◆「ブロック編」に移行した資料・書式

<資料編（WEB）>

6. 拠点ルール・補助等

<書式編（WEB）>

7. 支部運営委員／ブロック会議メンバー 研修申請報告書

8. 拠点活動 関連書式の一部

くらぶルーム中期計画書（旧2カ年計画書）、くらぶルーム補助費（初期費用・賃借料）申請書
拠点冷凍冷蔵庫補助申請書

※個人情報の取り扱いに注意しましょう（詳しい内容は事務局にお問い合わせください）

2024年度版生活クラブ活動ハンドブック

発行日：2024年3月1日

発行責任：生活クラブ生活協同組合
理事会（2月理事会確認）
大宮ブロック

生活クラブ生活協同組合・埼玉

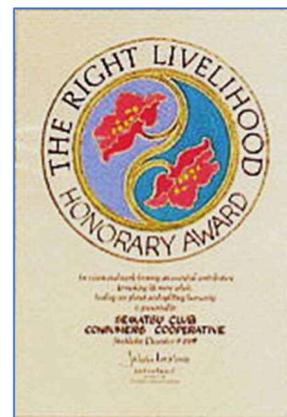
項目	頁
組 織 活 動	
1. 生活クラブ生協とは	2
【1】生活クラブは生活協同組合です	2
【2】協同組合とは	2
【3】生活クラブの理念と行動規範・各原則	5
2. 組織	8
【1】議決の流れと組合員の形態	8
【2】地区	9
【3】支部	9
【4】ブロック	12
【5】理事会	13
【6】監事会	14
【7】専従職員・共同購入ワーカーズ	14
3. 拠点政策の推進	16
【1】くらぶルーム	16
【2】生活館	16
【3】くらぶメゾン	17
【4】三富協同村	17
【5】デポー	17
4. まちづくり活動	18
【1】組合員活動支援制度「連（れん）」	18
【2】運動グループ	18
【3】地域協議会の開催	20
5. 仲間づくり（拡大）	21
【1】消費材でつながる仲間を増やす	21
【2】ともに活動する仲間を増やす	21
【3】新たな広告拡大連携施策とウェルカム特典	21
【4】イベント企画立てのポイント	23
【5】イベント保険の活用	23
【6】仲間づくりの活動ツール	24
6. 情報の共有	26
【1】生活クラブの情報媒体・ツール	26
【2】ソーシャルメディア利用の留意点	29
共 同 購 入 活 動	
1. 共同購入（利用結集）活動	30
【1】生活クラブの共同購入活動	30
【2】生産原価保障方式	30
【3】予約（食べる約束）をすることの意義	30
【4】生活クラブの消費材 10 原則	30
【5】自主基準	31
【6】消費材の主な流れ	31
【7】共同購入活動の用語	32

項目	頁
共 同 購 入 活 動	
2. 共同購入活動の組み立て方とツール	32
【1】消費委員会の活動	32
【2】共同購入活動の組み立て方	32
【3】利用結集のツール	35
サ ス テ イ ナ ブ ル 活 動	
1. サステイナブル活動	42
【1】生活クラブのサステイナブル活動	42
【2】生活クラブのエネルギー7 原則	42
【3】サステイナブル活動の組み立てとツール	42
た す け あ い 活 動	
1. たすけあい活動	49
【1】生活クラブのたすけあい活動	49
【2】生活クラブの福祉・たすけあい8原則	49
【3】4つの「たすけあい活動」	49
2. エッコロ制度	50
【1】エコロ制度の目的	50
【2】エコロ会費	51
【3】エコロ予算	51
2. 共済（経済的支え合い）	53
【1】共済推進活動	53
【2】共済推進のための学習会	54
4. 地域コミュニティづくり	56
【1】子どもと子どもに関わる人の支援	56
【2】学びの場をつくる	58
【3】居場所とつながりをつくる	59
【4】共に考え行動する	60
5. 福祉事業（わ〜くわっく）	61
【1】わ〜くわっくの定義と理念	61
【2】わ〜くわっくについて	61
6. エッコロ福祉委員会の活動	62
デ ポ ー 活 動	
1. デポー活動	63
会 計	
1. ブロック・全体補助（負担）とは	65
2. 組合員活動費（新規対応費）マニュアル	68
3. 「講師料・謝礼」の取り扱いについて	70
4. 「電子帳簿保存法」義務化に伴う経費精算	72
5. 「インボイス制度」開始に伴う経費精算	74

生活クラブの活動は世界的にも評価されています。

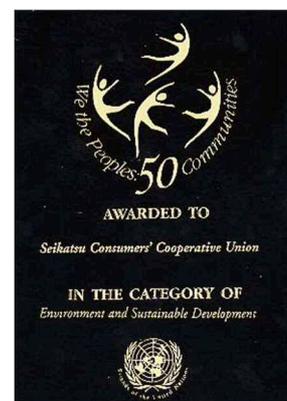
THE RIGHT LIVELIHOOD AWARD 受賞（1989年）

1980年にユネスコ委員のヤコブ・フォン・エックスキュール氏によって創設されたライトライブリッド賞は「もう一つのノーベル賞」と言われています。社会と環境を考えた活動、民主的な経営参加、たすけあいの仕組みづくりが評価されました。日本では生活クラブ生協と、1997年に「ブルトニウムの危険性を世界中に警告した」として高木仁三郎前原子力資料情報室代表が表彰されています。

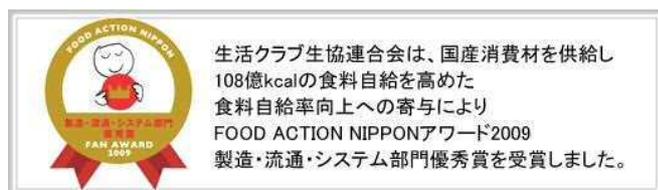


われら人間：50のコミュニティ賞 受賞（1995年）

国連設立50周年を記念し、非政府組織である「国連の友」によって50の模範的なコミュニティが表彰されました。このコミュニティは、国連にとって重要な10部門の活動において成功を収めている市民イニシアティブの例として世界中から選ばれました。この賞の目的としているコミュニティは「共通の連帯感を有し、場の感覚をもっている人々の集まり」と規定されています。生活クラブは「環境保護と持続可能な発展の部門に関連した活動において成功したこと」で選ばれました。生活クラブは消費者が家庭の中からの行動をとおして、自然と調和した社会の創造を開始することができるということを実証しています。



FOOD ACTION NIPPON アワード（2009年）



2010、2013、2014年も食料自給率向上へ寄与したことにより入賞しました。

厚生労働大臣賞受賞（2018年）

生協法制定70周年を記念し、消費生活協同組合、生活クラブ連合会と組合員役員に対して表彰されました。組合員と生産者との積極的な交流、組合員の参画、環境を守る活動、福祉において法の理念にのっとり健全な事業運営を行い、他の規範と認められる事が評価されました。

環境省グッドライフアワード 第10回環境大臣賞優秀賞受賞（2022年）

環境と社会によい活動を応援するプロジェクトとして、社会をよくする取組みを表彰しています。生活クラブと山形県庄内地域のローカルSDGsプロジェクトが優秀賞を受賞しました。なお、第6回も地球生態系のためのごみ減量のしくみ＝生活クラブの「グリーンシステム」が評価され、環境大臣賞（NPO・任意団体部門）を受賞しています。



1. 生活クラブ生協とは

【1】生活クラブは生活協同組合です

1965年に「生活クラブ」として牛乳を共同購入したことから始まり、1974年に埼玉は「生活協同組合」を設立しました。

現在、北海道から兵庫県までの1都1道2府17県に生活クラブは設立されており、組合員数は約42万人になっています。33の単位生協（単協）で、事業連合組織（生活クラブ連合会・生活クラブ共済連）が成り立っています。

（1）なぜ生活クラブが立ち上げられたのか

始まりは、安心な牛乳をまっとうな価格で購入したい、という願いでした。

当時は高度経済成長、商品の生産・流通は企業の独壇場で、価格も全国一律でした。化学調味料の使用が当たり前になり、公害・薬害の事件も起き始めていました。

牛乳をまとめて購入し、気持ちを同じくした有志に配達を続ける中で、素性確かな品物を求め購入していくことが、みんなの暮らしや社会を変えることに繋がる、その理念のもと生まれた組織が「生活クラブ」でした。

この過程で生産者と共に「生活する上で必要な材＝消費材」を作りあげてきました。

企業や行政が生活を基準にせず物事をすすめることに異議申し立て（本当はこうしたら良いのではと提案）をしていく運動が、生活クラブの活動の原点です。

（2）生活クラブでできること～キーワードは「素性確かな」

消費者の権利は「買う（選ぶ）こと」と「買わない（選ばない）こと」。消費者の持つ購買力の結集（共同購入運動）により社会的発言力（おおぜいの意思）を持って、生産流通の改革をすすめてきました。私たちが生活クラブを利用することで、市販品の矛盾に対し私たちが「ほしい」品（消費材）を作り、地産地消を推進して食糧自給率の向上、非遺伝子組換え食糧の確保、食糧輸送による燃料やCO₂問題の解決、助け合いのしくみづくりなどを実現することができます。

また、おおぜいの意思を集め社会に訴えかけることにより、平和を希求していくことができます。

「安心して暮らし、生活する」視点から、私たちが「あったらいいな」と望むことの実現や、「いやだな、何とかしたいな」と思う課題を解決していくために、組合員みんなの力を集めましょう。

【2】協同組合とは

組合員一人ひとりがよりよい暮らしを実現するために「協同」し「たすけあう」しくみです。

共通する目的をもつ、個人あるいは事業者が集まり、民主的に運営・管理をしながら、営利を目的としない事業を行う組織です。

協同組合の定義（1995年 国際協同組合同盟総会）

組合員が共同で所有し民主的に管理する事業を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために、自発的に手を結んだ人々の自治的な組織

2016年11月30日ユネスコは協同組合をユネスコ無形文化遺産へ登録することを決定しました。「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」と評価しました。

全世界で展開されている協同組合の思想と実践が人類の大切な財産であり、これを受け継ぎ発展させていくことが求められていることを、国際社会が評価したものです。

(1) 協同組合は組合員が主役です

組合員は自分自身の生活と環境をより良くするために、自分自身の資金（出資）によって、同じ想いの人と合意（運営）しながら、一人ひとりの力（利用）を集めて事業と生産を支えます。

協同組合は、一人ひとりが自立し主権を用いて、おおぜいと協同していく組織です（自主運営・自主管理）。また、自らの意思で加入・脱退することを尊重している組織でもあります。

(2) 協同組合と株式会社やNPOとの違い

*協同組合は一般企業のように利益を目的としていません。

*協同組合は「一人一票」の原則に基づいて、平等な議決権が与えられ民主的に運営されています。

*協同組合の組合員は、事業の利用者であると同時に出資者・経営参画者でもあります。

	協同組合	株式会社	NPO
目的	組合員の生産・生活の向上など	利潤の追求・株主への配当	公益の増進
根拠法	〇〇協同組合法	会社法	NPO法
組織者	組合員	株主	会員
事業	根拠法で限定	限定なし	根拠法で限定
出資者	組合員	株主	会員
利用者	組合員	不特定	不特定
運営参画者	組合員（代表する理事）	株主または株主代理人としての専門経営者	原則として会員
運営方法	一人一票	一株一票	格差設定も可能

●協同組合には農業協同組合、漁業協同組合など多様な種類があります。

(3) 協同組合の原則

I C A（国際協同組合同盟）では、協同組合の価値を実践に移す指針として、7つの原則を示しています（I C A「協同組合のアイデンティティに関する声明」/1995年9月マンチェスター大会決議）。

第一原則：自発的意志に基づく自由な加入制度

第二原則：組合員による民主的管理

第三原則：組合員の経済的参加

第四原則：自治と自立

第五原則：教育、訓練および広報

第六原則：協同組合間協同の原則

第七原則：地域社会へのかかわり

詳細は資料編1をご覧ください。



(4) 出資・利用・運営・・・ 協同組合を支える3つの柱

協同組合は組合員の「出資」「利用」「運営」によって成り立っています。

①みんなで「出資」

組合員は、自分たちの事業や活動を行うため、お金（出資金）を出し合います。この出資金により、事業が運営されています。なお、脱退する際には、出資金は全額返還されます。

健全で民主的な経営を行うためには、外部からの借入金をできるだけ減らすことが望まれます。生活クラブでは組合員一人ひとりが毎月1,000円の出資金を積み立てます。

②みんなで「利用」

共同購入で消費材を買ったり、さまざまなサービスを受けたりします。「利用する側」と「つくる側」で話し合いを重ね、売るための「商品」ではなく、使うための「消費材」を作り出しています。利用することで新しい消費材の開発を可能にし、生産者に対して安定生産、再生産を保障しています。みんなで作ってきた消費材を購入し、活用することが大きな活動のひとつです。

③みんなで「運営」

協同組合は「一人一票制」です。だれもが意見を出し合い、運営に参加する権利を持ちます。一人の声は小さいですが、みんなのおおぜいの声が集まると社会に訴えかける大きな力になります。

おおぜいの声を集めるには、主体的な組合員活動が必要となります。消費材を利用する、仲間を増やす、話し合いを重ねてお互いの理解・助け合いをすすめるなど、自分の地域をよりよくしていくために自分には何ができるのか、考えていきましょう。

(5) 一人ひとりの声を上げる仕組み

①ひとことカード（組合員の質問・意見・要望など、個人の意思を示すツール）

・ひとことカードの目的

人材発掘 消費材や活動に対する積極的な評価や改善提案をする人の把握、支部・ブロックからの積極的なフォローアップによる信頼獲得などで「つながる」機会を作る。

情報共有 意見の内容・傾向から、支部内に、どのようなニーズがあるのか把握する

問題解決 提出された意見の中から、支部・ブロックとして取組みが必要と判断する案件があれば、提案者と共に調査・提案など具体的な対応を検討し、問題解決を図る。

★用紙は、理事会発行の情報紙「COME ONかもん」に不定期に掲載。埼玉HPでも受付。

・対応

5つのカテゴリーに分類し下記の様に対応します。

①【消費材への意見要望】

・ブロック消費会議・支部で対応し、連合会消費材意見要望集約のタイミングに間に合うように単協意見の取り扱いを検討する。

②【消費材への質問】

・センター事務局・ブロック消費会議で対応する。

③【活動・システムへの意見（消費材以外）】

・内容により支部、ブロック、事務局が対応する。

④【活動・システムへの質問（消費材以外）】

・内容により支部、ブロック、事務局が対応する。

⑤【感想・メッセージ】

・事務局が送り先の組織・生産者へ届ける。

関連書式2 WEB受付：生活クラブ埼玉HP>組合員メニュー>ひとことカード

ひとことカードは個人と支部・ブロックをつなぐパイプの役割を果たします。回答を支部・ブロックで共有して、ひとことカードを提出した人に丁寧に対応していきましょう。

②OCR（注文用紙）・eくらぶを使ったアンケート

OCR（注文用紙）の表面下部のアンケート回答欄を使って、アンケート集計ができます。

1、OCR（注文用紙）アンケート回答欄



2、eクラブアンケート回答欄



関連書式3

アンケートのすすめ方は資料編2をご覧ください。

【3】生活クラブの理念と行動規範および各原則について

(1)『生活宣言』（ブランド・ステイトメント）と「10のThink & Act」を生活クラブの活動の基本とします（2023年6月改定）。

生活宣言（ブランド・ステイトメント）

生活することは、未来をつくること。

私たちが、何を選択し、どのように生産し消費するか、という生活のかたちは、子どもたちの未来へとつながっています。

だから、私たちは「サステイナブル（持続可能）な生活」を選びます。

消費者と生産者が「生活する者」として手を取りあい、

食べもの、エネルギー、たすけあい・福祉のしくみを自給・循環させていきます。
つながりを深めて身近な地域を豊かにし、結びつきを大きくひろげます。
共生と非戦の立場を貫き、すべての活動をすすめます。

生活クラブ行動原則 Think & Act

1. 食の安全を追求します。
2. 健康な食べ方を大切にします。
3. 国内自給力アップをめざします。
4. 遺伝子操作を行なった食物を認めません。
5. 有害物質ゼロをめざします。
6. 自然資源を大切に使います。
7. 温室効果ガスの排出削減をめざします。
8. 再生可能エネルギーを推進し、原発のない社会をめざします。
9. おたがいにたすけあう社会をめざします。
10. 誰もが安心して暮らせる場やしくみをつくります。
11. 自分たちで決めて、自分たちで実行します。 詳細 資料編 3

(2) 生活クラブは、F(食)、E(エネルギー)、C(福祉)の充実をすすめ、暮らしやすい持続可能な地域社会(FEC 自給ネットワーク)づくりをめざします。

様々な課題に対する方針を明確にするため、FEC 自給ネットワークづくりに沿った3原則「消費材10原則」「生活クラブのエネルギー7原則」「生活クラブ福祉・たすけあい8原則」を制定し、組合員だけでなく生産者も批准しています。

3原則 資料編 22・29・32

(3) SDGs (エス・ディー・ジーズ) と生活クラブ 2030 行動宣言

世界では格差と貧困、高齢化や人口増加、生態系を維持できないほどの大量生産と消費、気候変動など、様々な困難な問題が起きています。この人間活動を主な原因とする諸問題を根本的に解決することを目指した、世界共通の目標です。

2015年に、2030年までに世界が達成すべき17のゴール*と169のターゲット*からなる持続可能な開発目標 (SDGs: SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS) が国連で定められました。

※17のゴール：重要項目ごとの到達先を示した地球規模レベルでの目標を意味する。

- ① 貧困をなくそう ② 飢餓をゼロに ③ すべての人に健康と福祉を
- ④ 質の高い教育をみんなに ⑤ ジェンダー平等を実現しよう
- ⑥ 安全な水とトイレを世界中に ⑦ エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
- ⑧ 働きがいも経済成長も ⑨ 産業と技術革新の基盤を作ろう
- ⑩ 人や国の不平等をなくそう ⑪ 住み続けられるまちづくりを
- ⑫ つくる責任・つかう責任 ⑬ 気候変動に具体的な対策を ⑭ 海の豊かさを守ろう
- ⑮ 陸の豊かさを守ろう ⑯ 平和と公正を全ての人に
- ⑰ パートナリーシップで目標を達成しよう

※169のターゲット：地球規模レベルでの目標を踏まえつつ、各国の置かれた状況を念頭に、各国政府が定めるものであり、達成時期や数値を含むなど、より具体的な到達点、ないし経過点を意味する。



生活クラブでは、2018年度からSDGs達成貢献のための検討をすすめ、2020年6月の連合総会で「生活クラブ2030行動宣言」を採択しました。さらに、その後の2年間をかけて新たな課題を洗い出し目標化したものが、「第二次生活クラブ2030行動宣言」です。



行動宣言には11の重要目標があり、そのどれもが日々の選択や一歩踏み出すことで達成に近づく目標です。生活クラブに関わるみんなでサステイナブルな未来をつくっていきましょう。

行動宣言の詳細は生活クラブ連合会HPをご覧ください。

(4) 2030行動宣言レポート（旧 Think & Act データブック）

「生活宣言と Think & Act」に沿って年度ごとの活動の成果をまとめたもので、毎年12月に発行されていました。2021年度から「生活クラブ2030行動宣言」に即した11の重要目標に沿って、目標と達成実績が掲載されています。



11の重要目標それぞれのテーマに合ったSDGsの項目もマークで表されています。

レポートは連合会HPでも閲覧できます。トップページで内部検索をかけてください（【メニュー>生活クラブについて>理念・ビジョン】でもアクセス可）。組合員にもそうでない方にも生活クラブの活動を知ってもらうのに有効なツールです。活用してください。

(5) 中期計画と次年度方針の策定

様々な社会情勢を踏まえた上で、生活クラブ埼玉が何を目指していくのか、どの様に行動するのか等、5年ごとに中期計画を立て、それに沿って組合員活動を実施します。2021年6月の総代会承認をもって第7次中期計画がスタートしました（2021～25年の5カ年計画）。ブロックは、2022年度からブロック中期計画がはじまりました。

中期計画を基に次年度の基本方針を策定します。

本年度の活動報告と次年度方針をまとめた策定資料は理事会が素案を作り、生活クラブ埼玉の議案書になります。また、支部・ブロックの議案書の参考資料としても活用します。

中期計画も策定資料～議案書も、組合員が意見を出し合い、みんなで作りに上げていきます。

詳細 資料編4（第7次中期計画ダイジェスト版）

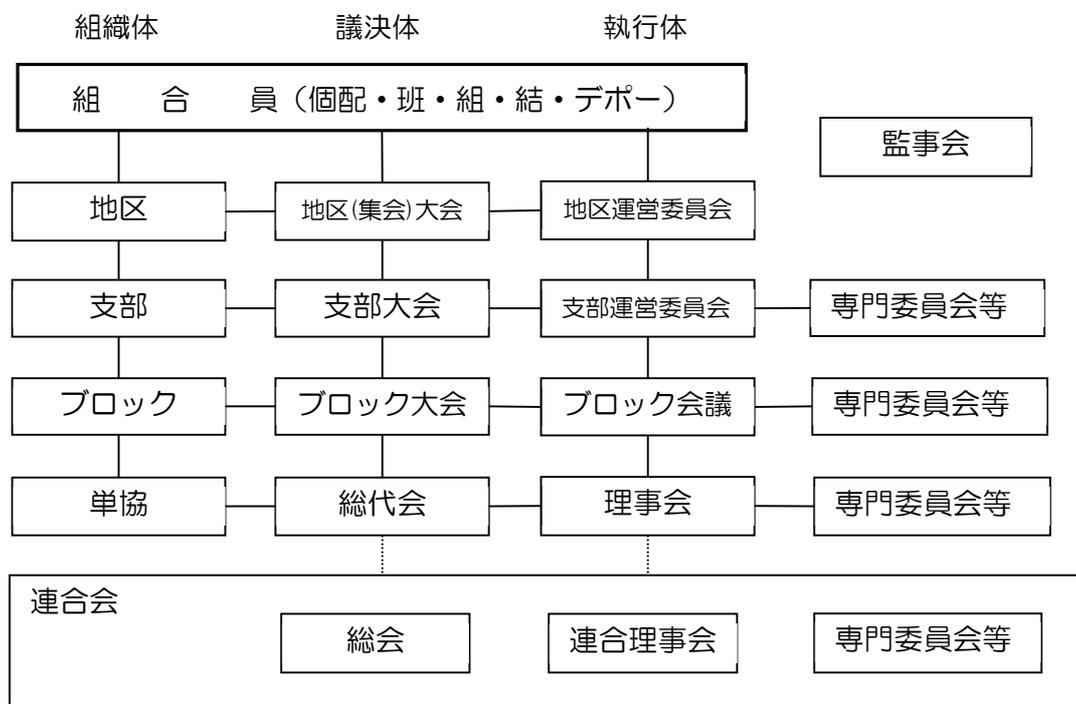
2. 組織

【1】議決の流れと組合員の形態

(1) 組合員主権のしくみ

埼玉単協の年間の活動方針は、「生協法」で定められた生活協同組合の最高議決機関である総代会で決定します。地区での議決機関は地区大会、支部では支部大会、ブロックではブロック大会となります。

各大会で決定した目標をそれぞれの議案書に反映し、それをもとに単協全体の年度方針を決定していくことで、組合員全員が組織決定に参加するしくみになっています。



組織体	議決体	執行体	活動内容
地区（地域）	地区大会（開催方法は地区で決める）	地区運営委員会	自主運営・自主管理と協同を学ぶ場。地区・支部・ブロック・全体で決めたことを、地区で具体化する場。
支部（行政区）	支部大会（1人1票制を尊重する）	支部運営委員会	行政区を基本に全体方針の共有と地域固有の課題解決をすすめる。地域で出会いと学びの場をつくる。支部方針に基づき活動の具体化をすすめる。
ブロック（複数行政区）	ブロック大会（ブロック総代（支部組合員代表）が議決権を持つ）	ブロック会議（支部長、ブロック役員、ブロック事務局で構成）	地域課題や単協共通政策を踏まえた地域政策の策定実行、支部活動の自立活性化の支援を行う。ブロック方針に基づき、活動やブロック予算の管理、運用、執行などをすすめる。
単協（埼玉） ※「全体」と表現される。	総代会（総代（支部組合員代表）が議決権を持つ）	理事会	埼玉全体である活動、経営数値と運動数値の調整に関わる提案を行う。連合・生産者・各関係機関との連携をすすめる。

(2) 組合員の形態

加入形態で権利や責任が変わることはありません。

全ての組合員が利用・出資・運営に参加します。

① 配送組合員

- **個配：1人** 1回の注文金額が3,000円（税抜）未満の場合は、個別システム手数料が150円（税抜）がかかります。加入後8週間はお試し期間として注文金額に関わらず個別システム手数料はかかりません。
- **共同班：4人から** 注文金額の多少に関わらず、個別システム手数料はかかりません。配送コスト面の優位性から4%還元が受けられます（一部消費材を除く）。
- **組：15人から** 個別システム手数料・還元については班と同様。
関連書式 4 組の運用規定 資料編 5
- **結：300人前後の大きい組** 生活クラブの活動拠点の一つ、くらぶメゾンにて運営されます。個別システム手数料・還元については班と同様。

② デポー(店舗)組合員

デポー組合員は一つのデポーに登録します。

登録したデポーでは、デポーカードを使って購入ができます。

【2】 地区

地区の運営

- ① 身近に集える範囲を基本に、自主運営・自主管理の実践と協同を学ぶ最小単位として位置付けます。設置は支部内で決定します。
- ② 必要に応じ、地区の活動費を組合員から集めます。金額は地区が決めます。
- ③ 地区運営委員会を形成し、地区代表を置きます。
- ④ 委員は執行を委任されますが、活動の主体は全組合員です。
- ⑤ 地区大会(集会)を開催し(大会成立基準は地区独自に決定)、地区の活動方針を自主決定します。
- ⑥ 地区の活動方針に沿った企画や課題の解決について地区会議で討議します。合意できたことはみんなで実行し、その結果を共有します。
- ⑦ 支部に対して提案権を持ちます。

【3】 支部

(1) 支部の運営

- ① 支部は、生活クラブの事業経営と運動を担う自主運営・自主管理の基本単位とし、消費材を使って仲間を増やすことに目標をもって取り組みます。また、地域に根差した組織として、人と人、行政や地域団体、「連」等を含めた出会いと学びの場を作り、生活クラブの価値を地域に発信します。必要に応じて支部の活動費(支部費)を組合員から集めます。金額は支部で決めます。
- ② 支部運営委員会を形成し、支部代表(*)を置きます。
- ③ 委員は執行を委任されますが、活動の主体は全組合員です。

- ④支部大会を開催し（大会成立基準は支部独自に決定）、支部の活動方針を自主決定します。
- ⑤支部の活動方針に沿った企画や課題の解決について支部運営委員会で討議します。合意できたことはみんなで実行し、その結果を共有します。
- ⑥運営委員の中で担当を決め、ブロックの専門委員会へ参加し、情報を共有します。
- （*）「支部代表」は、ブロック会議の構成メンバーとなる代表者です。「支部運営委員長」（略称＝支部委員長）は、支部運営委員会をまとめる代表者です。支部代表と支部運営委員長は同じ方のケースが多いですが、異なっている場合もあります。

＜ブロック項目＞

- ①支部の活動費として「組合員活動費（12月末の支部組合員数×300円（1,000円切り上げ））で実費補助する。（上限40万円、下限8万円）
- ②支部が主体的に地域課題を解決する活動支援と、支部予算では賅いきれない企画の実行を目的に、「イベント補助予算」を利用することができます。ブロック会議に提案し承認を受けた上で、執行金額も決まります。

（2）支部はブロック・理事会に対して提案権を持ちます。

提案書の書式を使って、支部がやりたいことを伝えます。

- ①ブロック・理事会の予算補助を希望する場合
 題目を「提案書」とし、提案の内容・目的・目標等を書き込みます。
 理事会への提案はブロック会議での承認が必要です。ブロック企画会議までに提出しましょう。
- ②支部の議案書に記載されていない、対外的に法人名「生活クラブ生活協同組合」を使用する企画を開催する（した）場合
 題目を「報告承認」としてブロック会議で確認後、理事会に提出します。

関連書式 6

（3）地区大会（集会）・支部大会の執行

①議案書の作成

《作成スケジュール》

議案書は2週間前までに組合員に届くようにスケジュールを組んで作成します。議案書の原稿は刷上り10日以上前にブロック事務局に届けます。地区・支部数の多いブロックでは印刷が集中しますので、事前に作成日程を事務局と確認します。

《活動報告・会計報告》

活動報告は、方針に対しての成果と課題の整理です。具体的な活動内容や数字があるとわかりやすくなります。

《活動方針》

地区・支部大会では、「何を目的にどのような活動をするか」を話し合えるようにします。全体やブロックの予算は各地区・支部大会の「拡大と利用目標」を基にしています。拡大数は加入数と純増数で、利用目標は班と個配を合わせた月当りの金額を記載します（必須項目）。

関連書式 5

②活動の具体化

《年間計画を立てる》

地区・支部大会の決定に基づき、年間活動計画（料理講習会、学習会、交流会、まつり、展示説明会、上映会、など）を立てます。

さらに、おおぜいの組合員が参加予定を立てやすくするためにも、具体的な3ヶ月計画を立てます。利用・仲間づくりの目的を明確にし、前後の活動の組み立てを行います。

《中期計画を立てる》

くらぶルームを持つ支部は中期計画策定します。それ以外の支部も中期計画を立てることで、活動の継続性が維持できます。「こんな地域にしたい」「くらぶルームや組を設置したい」「組合員を〇〇人にしたい」などです。ワーカーズや市民ネット（後述）などとも協力して、自分たちのまちづくりをイメージしていきます。

地区・支部大会で決めることにより、年間計画や3ヶ月計画を共有しやすくなります。

（４）地区・支部運営委員会の執行

①合意の形成（会議のすすめ方）

役割：議長、書記の選出を行います。

タイムテーブル：開始・終了時刻、議題ごとの時間配分を決めます。

レジュメ：その執行体の「長」（代表）が用意し、読んでわかる報告などは資料添付します。

遅刻・早退：遅刻・早退・欠席の有無に関わらず、時間通りに開始します。

空席時間の内容は本人が長と確認するようにします。

報告：まず全員から役割にそって報告を受けます。（目安は1人約2～3分）

討議：提案の主旨を明確にし、結論は最後に復唱して確認をとります。時間割にしたがって打ち切る場合は、問題の扱い方をはっきりさせます。

まとめ：決めたことを再度確認します。

<目的、目標、いつ、どこで、誰が、誰に、どうやって>

項目整理：a 別の執行体へ提起

b 専門委員会へ

c 事務局へ

d 当会議の次回討議事項へ

e 班・地区固有の問題

f その人個人の問題

会議報告書の作成：議題の主旨・主たる意見・結論を記録し、事務局に提出します。

ニュース：決定事項を地区・支部機関紙などで伝えます。

関連書式 6

②活動の点検

目的の設定：「何のためにその活動をするのか」が一番のポイントとなります。

目標：「〇〇人集める」「〇ヶ所でやる」具体的な目標を決めます。

実施方法：「どこで決めたことか」をはっきりさせ、「内容や準備作業」「どんな資料や道具を使うのか」について、話し合います。

成果の確認：「〇〇人集めた」「〇人加入した」など、目標に対しては具体的に、また目的について

もどうだったか検証します。

課題：「準備不足でできなかったこと」「目的と内容のズレがあったこと」などを確認し、次の活動に役立てます。

その他：「特筆すべきこと」「みんなに知らせたい出来事」などを整理します。

ニュース：終了後早い時期にニュースを作成し、よりおおぜいに知らせることで共有します。

（5）支部運営委員研修＜ブロック項目＞

年度のスタート時に、運営委員の親交を深め、支部大会で決めた活動計画(方針)をじっくり話し合う機会とします。

支部運営委員全員が「何のために」・「どうやって」目標を達成するのかを共有していることは、重要なことです。

例えば・・・

- ・協同組合における出資・運営・利用とは？
- ・なぜ仲間づくりをするの？
- ・支部大会議案書、ブロック大会議案書の読み合わせ
- ・具体的な年間活動計画の作成・活動ハンドブックをおさらいする
- ・エコロ制度や生活クラブ共済、CO・OP 共済について学習する などなど

支部が認めた運営委員以外の人も参加できます。

関連書式 ブロック編 補助については末尾の会計「全体ブロック補助の表」

関連書式 7 支部年間活動計画表（支部研修用）

【4】ブロック

（1）ブロックの運営

- ①配送センターごとにブロックが設置されています。現在 6 センター6 ブロックで、組合員人数や配達コースにより職員が配置されています。
基本的に配達・組合員対応はブロックで完結します。
- ②ブロックは生活クラブの運動と事業を担う基本組織である支部の連合体と位置付けます。ブロック役員を置き、支部を中心とした組合員活動のサポート、支部間の調整、単協全体活動と支部活動の調整と共有機能を役割とします。また、支部の連帯による自立した主体的組織として、支部を超えた地域課題と単協政策を踏まえた地域政策を策定し実行します。
- ③支部の自主性を尊重しながらブロック予算を活用し、運営します。
- ④支部代表、ブロック役員、ブロック役員兼任理事、担当職員でブロック会議を開催し、支部と全体の活動の調整・情報共有をすすめます。
- ⑤ブロック大会を開催し、ブロックの活動方針を決定します。ブロック中期計画を策定します。
- ⑥ブロックの活動方針に沿った企画や課題の解決についてブロック会議で討議します。合意できたことはみんなで実行し、その結果を共有します。
- ⑦理事会に対して提案権を持ちます。理事会への提案はブロック会議での承認が必要です。
- ⑧単協共通政策として FEC 専門委員会をブロックに設置します（デポー設置ブロックはデポー委員会含む）。F=ブロック消費委員会、E=サステイナブル委員会、C=エコロ福祉委員会など、名称は

ブロックで決め、交通費、昼食費の補助があります。その他、必要に応じてブロック会議や専門委員会の下に実行委員会等を設置し新たな組合員の活動参加の場づくりに生かし、おおぜいの組合員と共に活動をすすめます。

⑨2022年度からブロック役員は、各政策委員会の正式メンバーとして活動をすすめます。

⑩単協全体ですすめる共通政策に関わるものを除き、地域事情にあった運営ルールをブロック裁量で設定し運用することを組織運営ルールの基本とします。用途を限定していた活動費を「ブロック予算」として一元管理し、用途と執行ルールおよび予算はブロック大会で決定します。

➤毎月のブロック会議でブロック予算の執行状況を確認します。

➤四半期毎にブロック予算の各予算項目の執行に対し、成果と課題も含め点検をおこないます。

(2) ブロック大会の執行

ブロック大会では、「何を目的にどのような活動をするか」を話し合えるようにします。ブロック議案書に、ブロック、各専門委員会、ブロック会計の報告と方針をまとめます。ブロック大会の議案についてはブロック総代（各支部から複数名）が議決権をもちます。

(3) ブロック会議メンバー研修<ブロック項目>

年度のスタート時に、ブロック会議メンバーの親交を深め、ブロック大会で決めた活動計画（方針）をじっくり話し合う機会とします。

関連書式 **ブロック編** **補助については末尾の会計「全体ブロック補助の表」**

【5】理事会

(1) 理事会の運営

①埼玉の経営の担い手であるブロックの連合体と位置付けます。

②理事は埼玉全体の方針提案と合意形成、福祉事業やデポー事業等の全体ですすめる活動の推進、生産者や外部団体への働きかけと連携（社会化）、生活クラブグループ間の連携した活動、ブロックの事例共有を役割とします。

③埼玉全体ですすめる活動を執行する機関として政策委員会（共同購入・サステイナブル・たすけあい・デポー・組織情報政策・まちづくり・総合政策）を設けます。各政策委員会及びエコロ委員会は、理事とブロック役員で構成します。

④各ブロックから2名の理事（ブロック役員兼任理事：地方区）を選出します。理事長、副理事長2名、常勤理事3名は、全体区として、全体から選出します。

⑤理事、監事、担当職員で理事会を開催し、支部・ブロックと全体・連合の活動の調整・情報共有をすすめます。

(2) 総代会の開催

埼玉単協議案書に、理事会、各政策委員会、単協会計の全体報告と方針をまとめます。理事会の議案については総代（支部単位で選出）が議決権をもちます。

【6】監事会

監事は全体方針の執行が各機関において適正に行われているかどうか、理事会から独立した立場に立って審査します。ブロックが自立した主体的組織となることから、ブロック監査の実施を検討します。

【7】専従職員・共同購入ワーカーズ・デポーワーカーズ（配送・デポー・事務局）

職員は、組合員の行う大会や総代会決定に基づき、以下のような業務を委任され執行しています。職員は組合員活動に対しての決定権はありません。組合員が決定した約束事に即して対応しています。しかし、組織が活動を継続していく上で重要な位置に立ち、アドバイスやサポートは積極的に行います。

（1）職員の役割

- ①組合員活動がスムーズに運営できるように資料作成、情報収集、分析を行い、必要に応じて具体的な活動企画を組合員組織に提案します。
- ②組合員組織が自主的・自発的に運営・管理できるようサポートします。
- ③資金・施設・車両・設備等、組合員の財産を保全・管理します。
- ④共同購入システムに則り、申込用紙配布、回収、集計・発注・集金、配達を行います。

（2）共同購入ワーカーズ

組合員への配送と組合員対応を含む業務の一部を担っています。
各センターのワーカーズの名称は、以下の通りです。

狭山：クローバー/所沢：ハニーBee/川口：わかば/越谷：そら/大宮：SOU（走）/熊谷：つくし

（3）デポーワーカーズ

デポーの業務は組合員対応も含めデポーワーカーズが担っています。
各デポーのワーカーズの名称は、以下の通りです。

デポー浦和：つきうさぎ / デポー所沢：WAC（ワック）（予定） / デポー越谷：ふくの輪

（4）組織の協業と分業

（2006年11月理事会）

	内容	組合員	事務局
全ての活動に 共通	企画・立案の作成及び決定	○	
	方針の具体化に向けて提案	○	
	資料作成		○
	実態調査(内・外)	○	○
	活動のための事前準備(広報・組み立て・プレ企画)	○	
	活動の実行・促進(呼びかけ)	○	
	活動の後処理(整理など)	○	
	総括(結果の把握、改善、次回への提案)	○	
	活動計画の作成と達成	○	
	活動や会議の報告・共有	○	○

	企画・立案の進捗管理	○	○
	活動意義を伝える	○	
	活動や作業の専門性と継続性の確保		○
	配達時や委員会での呼びかけ		○
	生協車両を使用した運転		○
組織拡大活動	ちらし配布	○	○
	戸別訪問	○	○
	展示説明会	○	○
	加入したい人の対応	○	○
	説明後のフォロー	○	○
	加入後対応	○	○
利用結集活動	消費材やサンプルの注文	○	
	消費材への意見・要望集約(クレーム含む)	○	
	消費材への改善提案	○	
	生産者見学・交流会の申請	○	
	生産者見学・交流会手続き・準備	○	○
	事故品への対応		○
共済・福祉活動	エコロサポートの要請対応	○	○
	エコロのコーディネート	○	
	エコロサポーターリストの作成・配布		○
	福祉事業への参画	○	
	福祉事業に関わる調整		○
	福祉事業の日常業務		○
	CO・OP 共済の加入呼びかけ・説明	○	○
	CO・OP 共済金の給付に関する手続き		○
情報・広報活動	機関紙の発行のための原稿依頼	○	
	機関紙の発行のための取材	○	
	機関紙の発行のための編集	○	
	機関紙の発行のための校正	○	
	機関紙・組合員ニュースの印刷・帳合・配布		○
	業務ニュースの作成・印刷・帳合・配布		○
	埼玉カタログの取材・編集	○	○
	埼玉ホームページ・メールマガジン作成・配信		○
追加;その他の活動	組合員活動拠点の管理	○	
	本部・センターの管理		○
	共有財産・備品の管理		○

3. 拠点政策の推進

【1】くらぶルーム・生活館・くらぶメゾン

共同購入を核としたまちづくりの拠点として位置づけます。共同購入は、生活クラブの活動と事業を両立させる生活クラブの基本です。素性が確か安心して利用できる食材がほしいという共通の価値観で人がつながります。

共同購入の姿を地域に見せることによって生活クラブを「見える化」することができます。共同購入を拠点の核に置きながら、様々な密度で人がかかわり、支部や地域の人が生活クラブの拠点を「私の居場所」と感じられることを目指します。「共同購入」で「にぎわい」をつくり、「社会的機能」を果たすことを各拠点に共通する政策とします。

(1) くらぶルーム

- ・支部の持ち物です。共同購入を核としたまちづくりの拠点であり、地域に貢献できる「居場所」とします。
- ・設置についてはブロック会議決定とし、ブロック予算管理とします。支部ごとの設置のほか、2支部以上の合同設置も可能とします。
- ・くらぶルームは組の設置と中期計画の策定を共通ルールとして、設置・移転・撤退ルールについてはブロック独自に決めます。ブロックでルールが制定されるまでは、全体ルールを踏襲します。

資料編6 くらぶルームが各地で開所しています。一覧は資料編を確認してください。

関連書式8 くらぶルーム利用状況報告書

- ・毎日開所する事で「にぎわい」を作り出します。(20日/月の開所を目指します。)
- ・支部2ヶ年計画を2年毎に更新し、拠点をどのように活用していくのか、支部組合員間での共有をすすめます。
- ・よりおおぜいの支部の組合員が、拠点活動に関わりを持てる事を目指します。
- ・運営については関係団体による運営委員会を設置します。

*2021年度は現行ルールに基づく運営を継続しますが、第7次中期計画で提案する拠点活動方針に基づき、2022年度からのブロック予算に基づく新たな運営ルール開始に向けブロックで設置・撤退を含む独自ルールの検討をすすめることになっています。

各くらぶルーム情報、運営ルール・補助等詳細／2ヶ年計画書式・補助費申請書等 ブロック編

(2) 生活館

- ・埼玉全体の持ち物です。主に物流センターの移転跡の建物を改修して組合員活動スペースとして活用しているセンターを「生活館」に名称変更しました(1999年～)。

共同購入を核としたまちづくりの拠点であると同時に、生活クラブの福祉政策に基づいて、自分たちの暮らしを豊かにし安心して暮らせる地域づくり「市民参加によるまちづくり構想」の拠点としています。

- ・毎日開所する事で「にぎわい」を作り出します。(20日/月の開所を目指します。)

- ・支部・地区組織、生活館管理者、組の代表者、生活館を活動拠点とする他団体とともに生活館運営委員会を設置し、運営ルールの決定や活用の豊富化などをすすめます。
- ・生活館運営委員会・支部・ブロック・理事会による生活館協議会を持ち、「まちづくり構想」の具現化をすすめます。
- ・生活館のある支部では、当該地区以外は、くらぶルームの設置を可能とします。
- ・狭山、所沢、草加、北本の4か所で開館しています（2023年3月現在）。所在地は資料編6

関連書式8 生活館利用状況報告書 各生活館の情報、運営ルール・補助等、詳細 ブロック編

(3) くらぶメゾン

- ・ライフスタイルの多様性をできる限り吸収しつつ共同購入を核としたまちづくりをすすめ、多くの組合員や地域の人が協同して地域の課題を解決に導く場となることを目指します。

埼玉が取り組んでいる「組」や「くらぶルーム」、運動グループ（生活クラブ、市民ネット、ワーカーズの協議会）や地域のNPO、ボランティアグループ、環境・福祉・平和・教育などのグループとの協同の経験と力量を生かし、地域に発信する機能を高め「地域協同社会づくり」を目指すための拠点としています。

- ・月曜日から金曜日まで、毎日メゾンで共同購入「結」を開所しています。「結」の運営と業務は各メゾンの結ワーカーズが担っています。

（各メゾンのワーカーズの名称 鶴ヶ島：a.n、志木：樹）

- ・鶴ヶ島、志木、2か所で開所しています（2023年3月現在）。所在地は資料編6

関連書式8 メゾン利用状況報告書 各くらぶメゾン情報、くらぶメゾン構想とルール ブロック編

【2】^{さんとめ}三富協同村

- ・都市近郊農業の持つ多面的価値を活用した未来をつくる拠点と位置付け、2023年度からは第2次三富協同村構想に基づき活動します。

埼玉県南西部の4市1町（川越市・所沢市・狭山市・ふじみ野市・三芳町）にまたがる三富地域は江戸時代の農作物生産基地でした。平地林（ヤマ）の恵み（落ち葉堆肥等）を畑に施し作物を作る、320年以上続く循環型農業が行われています。

その三富（さんとめ）の地に、遊び仕事の拠点、人が交流する拠点、未来を作る拠点となる「農」を中心に据えた埼玉単協の協同村を作ります。

狭山市にある平地林約7,000㎡を生活クラブが保有しています。また、所沢市内の農地を農家から借りています。その平地林（どんぐりヤマ）では協同村運営委員会のイベントだけでなく、ブロックや支部、連の活動でも、ルールに基づいて、活動舞台として使えるようにしていきます。

詳細は「サステイナブル活動」に掲載しています。 第2次三富協同村構想 資料編7

【3】デポー

様々な出会いから新しい可能性を生み出し、組織政策・共同購入・地域社会に貢献する拠点とし

て、埼玉単協のデポーを作ります。デポーの組合員対応も含めデポーワーカーズが担います。詳細は「デポー活動」に掲載しています。

埼玉のデポー：

デポー浦和（さいたま市浦和区） / デポー所沢（所沢市） / デポー越谷（越谷市）。

デポーワーカーズの名称：

デポー浦和：つきうさぎ / デポー所沢：WAC（ワック） / デポー越谷：ふくの輪

4. まちづくり活動

私たち組合員が力を合わせて、より良い暮らしを実現していくためにまちづくり活動をします。

「人まかせにしない」生活を自治する組合員として、環境や福祉などを考え地域の仲間（連・生活クラブ運動グループ等）と共に、FEC ネットワークづくりに取り組みます。

【1】組合員活動支援制度「連」（れん）」

組合員活動支援制度「連」は、組合員が支部を越えて自主的に興味、関心によって集う活動です。

組合員が3人以上集まれば連を作ることができます。組合員でない方も参加できます。

地域社会において多様なつながりが再生・創造されることを目指しています。

関連書式 9 運営ルール・補助等、詳細 資料編 8

【2】運動グループ

（1）埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会

①ワーカーズ・コレクティブ（W. C o）とは

自分たちで出資し、話し合い、雇われるのではない平等な立場で事業・活動をすすめる働き方です。地域に必要な機能として、「食」「環境・リサイクル」「福祉」などの様々な事業を生み出しています。

地域の課題やニーズに対して、「自らつくる働く場」として、多様なワーカーズづくりをすすめています。

- ・県内で多くのワーカーズ・コレクティブが活動しています。

関連書式 10 ワーカーズ・コレクティブ一覧、利用の詳細 資料編 9

②ワーカーズ・コレクティブへの広報支援ルール（2019年12月度理事会確認）

- ・活動紹介までの広報協力を行います。
- ・支部とワーカーズ双方で活動連携が明文化されている場合は事業に関する（メンバー募集等）広報協力を行います。
※業務委託ワーカーズは生活クラブの事業委託をしているためこの限りではない。
- ・組合員へ広報する場合、印刷物を配達便で使用する場合は、支部運営委員会の承認を取ってから配布する。
- ・印刷経費はワーカーズ負担。
- ・ワーカーズ準備会については別途生活クラブが支援を行っています。

③ワーカーズ運動について学ぶ学習会が開催できます。

- ・ワーカーズ運動とは、ワーカーズの運営は、など実際に事業を行っているワーカーズが講師となって事例を交えながら学ぶ事ができます。
- ・1 開催講師料として5,000 円と講師の交通費は主催者負担
- ・申込み・問合せは埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会まで。

④ワーカーズ・コレクティブ準備会支援

ワーカーズ・コレクティブ準備会届を提出した団体には下記を支援します。支援期間は準備会届提出後1年となります。

- ・会議室の使用（収益が発生する場合はセンター・くらぶルーム利用規定による）、印刷の便宜・印刷物の配布 等、活動を組合員に知らせる、メンバー募集を組合員へ知らせる

関連書式 10

連絡先：埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会 電話 048-767-7511

メール saitama.waakore@gmail.com

(2) 埼玉県市民ネットワーク

①ネットワークは、市民の「代理人」を議員として送り出し、暮らしの中から生まれた身近な声を政策に活かします。市民の政治参加をすすめ、政治を市民の道具として使いこなします。小さな声がまちを大きく変えていきます。



②代理人運動学習会

- ・代理人運動とは何かを、紙芝居を使って説明します。
- ・議員である代理人が講師となり、事例などを踏まえながら学ぶ事ができます。
- ・講師料5,000 円と講師交通費は主催者負担となります。

【所在地】〒343-0041 越谷市千間台西 1-9-13 B

【メール】saitamaken.shimin.network@gmail.com

【ホームページ】<http://saitamaken-shimin.net/>

- ・県内で多くの市民ネットワークが活動しています。

各地域ネットワークの情報、連絡先の詳細 資料編 10

(3) 特定非営利活動法人 大人の学校

大人の学校は、生活クラブ生協埼玉 30 周年の記念事業として 2008 年 11 月に設立、2009 年 4 月に NPO 法人として認可を受け、「生活クラブ運動グループ」の仲間になりました。

①大人の学校独自講座

「食」「市民力」「健康」「生活・文化」などをテーマとした講座や「まちあるき」などのツアー、また社会的な問題や課題について考える講演会などを企画し、参加した人たちが自ら発見し、考え、実践していくための出会いと学びの場を提供しています。

②講師派遣や企画サポート

地域での学びを応援するため、ブロックや支部などで企画を検討する際の学習会講師の選定アドバイスや講座の組み立て、講師派遣などに対応しています。相談は無料です。

詳細は【講師派遣のやり方やメニュー例】 資料編 11

NPO法人 大人の学校
 電話/ファクス 048-423-3313
 メール otonano-gakkou@cure.ocn.ne.jp
 〒333-0857 川口市小谷場 206 生活クラブ生協内



(4) NPO 法人 コミュニティケアクラブ埼玉 (CCS)

福祉事業を地域に必要な機能と位置付け生活クラブが別法人 C C S を 2010 年 3 月に設立、2010 年 5 月に N P O 法人として「生活クラブ運動グループ」に仲間入りしました。



地域に生活する誰もが利用者や担い手として参加することができる相互扶助によるたすけあいのしくみを創り、共助の領域を拓けています。

①講座メニュー

- ・子育て支援に関する講座「NPプログラム」「ほめほめ子育てトレーニング (ほめ*トレ)」を始め、各種子育て関連学習会の講師派遣を行っています。
- ・介護技術講座など、福祉に関する学習会の講師派遣も行っています。

詳しくは資料編 42【講座メニュー】をご覧ください。

②公的制度事業

- ・狭山市、草加市で介護保険事業 (通所事業・居宅事業) を行っています。

③地域コミュニティ事業

- ・老い支度を考える連続講座等、終活に備える講座事業
- ・終末期サポート事業として、総合支援契約 (見守り契約、任意後見契約、死後事務委任契約のセット) や法定後見契約をし、行っています。

NPO 法人 コミュニティケアクラブ埼玉 TEL/FAX : 048-424-8600

〒333-0857 川口市小谷場 206 生活クラブ生協内

メール ccs0527@ace.ocn.ne.jp ホームページ <http://ccs0527.wixsite.com/ccs3>

(5) 生活クラブ運動グループ宣言とまちづくり方針

2003 年から、生活クラブ生活協同組合、埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会、埼玉県市民ネットワークの 3 者で形成し、2015 年から N P O 法人大人の学校、N P O 法人コミュニティケアクラブ埼玉 (CCS) を加えた 5 者となり、「まちづくり方針～5年後の F E C 自給圏づくりに向けて～」を打ち出しています。

「宣言」「まちづくり方針」 資料編 12

【3】地域協議会の開催

地域を住み良くし、共同をすすめるために、支部・ブロック単位で考えていく場を設けることができます。

地域協議会には、自主的に地域の課題を捉えその解決を事業と活動によって持続的にすすめる個人、団体が参加することとし、生活クラブ運動グループ 5 者、地域の活動団体やボランティアグループ、N P O、サークル等に参加を呼びかけます。

5. 仲間づくり（拡大）

【1】消費材でつながる仲間を増やす

「あったらいいな」を形としたものが消費材です。その消費材を利用する仲間を増やすことで、社会に、「私たちが必要としているものは何か」ということを訴え、だれもが安心して暮らしていける社会の実現を目指しています。

食材や生活財だけでなく、暮らしの中の課題解決のための道具であり、共済や生活クラブでんきも消費材です。

【2】ともに活動する仲間を増やす

「仲間づくり（組織拡大）」は生活クラブの原点です。ひとりがひとりの《未来の仲間》に呼びかけることから始まります。一人ではできないことでも多くの仲間と協同して解決します。

<仲間づくりで目指すところ>

- ①提携生産者の再生産の保証を持続・発展させ、市場経済のもつ問題を解決する力を高めます。
- ②私たちの事業と運動の土台を安定させ、社会へ働きかける力を高めます。
- ③新しい人の加入で組織を活性化させ、運営力を高めます。
- ④新たな人との関係が広がることで、地域が豊かになります。

全体・ブロックから補助のある制度も活用し、組合員でない人の参加を促すようなイベントを組み立てましょう。参加した人の興味・関心がどこにあるかを知り、そこを切り口に生活クラブへ関心が向くようにすすめます。

まだ組合員ではない方との会話は私たちにとっては、小売店等の市場の実態や近所づきあいを知る機会です。組合員や生産者との協同の仕方を説明し、反応した人には、加入を勧めます。

【3】新たな広告拡大連携施策と新規加入者ウェルカム特典

(1) 2024年1月からの連合会の広告・拡大連携施策テーマ

①理念の伝え方に「ワクワク」をプラス

- ・連合会で宅配サービスブランドに対するイメージを調査したところ、生活クラブは、「意思がある」と回答した人が最も多いのに対し、「期待する・ワクワクする」と回答した人の割合は低くなりました。そこで、生活クラブへのオリジナリティ（理念＝ストーリー）の伝え方に期待やワクワクをプラスして、生活クラブならではのポジションを獲得することをめざしていきます。
- ・また、ソーシャルメディアが一般化した現代において、生活者が投稿する SNS とマスメディアの双方で話題が循環する事例が多くみられるようになりました。そのように SNS とマスメディアの両者を連携・循環させることが PR の重要な課題と考え、その話題づくりのために、理念にワクワクをプラスしたテーマを設定し、広告拡大連携の施策を行ないます。
なおその両者に話題として取り上げられるためには、以下の3つをポイントと考えます。

1. 生活者が拡散してくれるエンタメ性
2. メディアが取り上げてくれるソーシャル性
3. 組合員が誇りに感じるストーリー性

②広告（デジタル）と拡大（リアル）の融合とWEB加入の導線強化

③WEB上での情報取得の豊富化



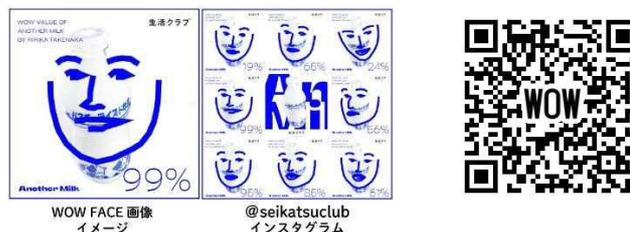
(2) 2024年1~4月の施策概要・テーマ「Another Milk」

- ・名称設定の理由：パステライズド牛乳の認知度が低いことがフックになると考え、「まだあなたの知らない牛乳」ということを伝えるためのキャチコピーとします。
- ・WEB加入の訴求をメインに据え、生活クラブのパステライズド牛乳を題材として、広告用動画制作、WEB加入訴求チラシの制作や広告配信、PR施策を実施していきます。

(3) WOW値測定ツール(新たに提携した広告代理店ENJINが今回の企画のために開発)

- ・スマホで自撮りのWOWを投稿してAnotherMilkを広めましょう。QRを使って展説やイベントでの話題作りにも使ってみてください。背景は牛乳ですが、他の切り口でも使えます。
- ・アクセスはこちら（2024年1月～牛乳拡大特設ページからもスマホでアクセス可）

<https://seikatsuclub.coop/100ex/wowface/> ※無料です。2024年4月以降も活用できます。



- ・動画や特設ページでWOW値測定に使用している、感情認識AIツールが、個人のスマートフォンでも使える仕様に開発されました。
- ・名称は「WowValueAnalyzeTool」（WOW値測定ツール）です。スマートフォンでQRコードを読み取ったりURLにアクセスしたりして測定ページに行き、ページの機能に従ってスマホのカメラを利用して表情を撮影、自分の名前を入力して、オリジナルの画像をダウンロードできる仕組みです。SNSでも拡散しましょう。

(4) 2024年5~8月の施策概要・テーマ「国内自給まかない亭」

- ・施策概要・テーマ設定の理由：日本の食料自給率の低さに着目して、その課題を可視化でき、生活クラブの理念を伝えられるワクワクした施策を提案します。
- 理由①日本の食料自給率が低いという課題に気づききっかけづくりを仕掛け、広告・PR施策で話題を多様に展開するため。
- 理由②生活クラブが食料自給率について発信することで、まず「生活クラブ生協＝食料自給率」というイメージをつくるため。広告やPRを見て興味を持ちランディングページ（特設WEBサイト）などを訪問したら、さらに生活クラブなら手軽に自分の食卓の自給率を上げられるアイテムがそろっていることがわかり、加えていまWEB加入すると国産

の消費材がもらえる、という導線を描きます。

（5）2024年9月以降の広告拡大施策

- ・「Another Milk」「国内自給まかない亭」と同じく、ワクワクした企画が検討されお披露目されていく予定です。（内容未定）

（6）2024年4月～新規加入者「ウェルカム特典値引き」（配送組合員）

- ・新規加入者の利用定着、脱退抑止、加入促進のため新たな連合会施策がはじまります。

名称・特典	条件
ウェルカム特典値引き 4,000円	1回3,000円以上の注文、加入翌週の注文から1,000円値引き×4週
WEB加入特典値引き 1,000円	加入翌週の注文から+1,000円値引き（上記と合わせて2,000円）
お友だち紹介特典値引き 1,000円	新規加入12週以内に紹介し、紹介子が加入した場合、紹介親に1,000円値引き。

※注意事項 対象は生活クラブ関西6・北海道を除く地域（単協）です。（滋賀、京都エルコープ、大阪、エスコープ大阪、都市生活（兵庫）、奈良、北海道を除く）

【4】イベントの企画を立てるときの4つのポイント

- ①《「活動」は人に会うこと》 人に会ってちがう価値観を発見しながら自分を育て、関係性を広げることで様々な可能性を広げます。
- ②《5W1Hを明確に》 5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、何のために、どのように）を明確にしてすすめます。
- ③《いろいろな意見がでた時は》 改めて「加入の動機」を確認し、活動の目的と、私たちのもっている力をどのように利用していくか、考えてみます。
- ④《活動後は評価して》 報告のポイントは①いつ・どこ（機関組織）で決めたことなのか②何人が参加しどんな様子だったか③目的に対しての成果④問題点や発見したことなどです。お互いの評価により、認識が変わる機会です。

【5】イベント保険の活用

活動中の「万が一」に備えて、イベント保険を掛けましょう。

イベントや会議の前日までに申し込みましょう。家を出てから帰るまでが保障されます。

参加者名簿に記載された方が対象となります。イベントや会議では名簿を用意しましょう。

託児を設ける場合、サポーターと子どもの記入も忘れずに（サポーターはエコロとイベント保険の双方から保障されます）。事後報告もイベント終了後に忘れず提出しましょう。

関連書式 11 申請方法など詳細 資料編 13

【6】仲間づくりの活動ツール

（1）新規加入者対応

- ・新規加入者との接点を作りましょう。～キーワードは「会って話す」～
せつかく組合員になった人が、生活クラブを十分に利用・理解しないままに脱退してしまうのはもったいない話です。

加入してから最初の2～3か月間が大事です。早い時期に新規加入の方との接点（支部紹介のお手紙、電話連絡、試食会への招待等）を持って、顔が見えるつながりを築きましょう。

事務局は、加入後2ヵ月間の初期フォロー対応をとくに重点的に行っています。支部・ブロックは、そのフォローと連携する活動を組立てましょう。

関連書式 12 **おすすめ方の例など 資料編 14**

（2）展示説明会、イベント出展

地域に出向き、消費材の展示や試飲・試食品を用意し、生活クラブをアピールします。消費材を直接手にしたり、試食したりすることで、加入につながる機会を作りだします。試食がなくても、展説車（展示説明者）があることで目を引き、仲間づくりにつながります。展説車のラッピングが20年度リニューアル！また、ビオサが実験ツールなども使えます。

子育て世代が来場しそうな場所やお店・商業施設など、出展できる場合もあれば、直接お店にアプローチすることで、展示説明会が開催できる場合もあります。気になる場所は、事務局と連携してアプローチしてみましょう（他県の生活クラブでは、例えばユニクロなどに出品したケースがあります）。また、展示説明会を行う場所・日程・内容を周辺へのチラシ配布や関紙やSNS等で広報することで、当日の仲間づくりにつなげていきましょう。

イベントマニュアル 資料編 16



<展説車>

（3）生産者コラボ企画（拡大を目的にした生産者交流会）

まだ消費材をよく知らない「新規加入者」や生活クラブを知らない「組合員でない方」向けの交流会です。消費材と市販品の違いについて生産者から直に聞き、生産者ごとのお楽しみ企画を交えて楽しく学ぶことができます。

新規加入者の方がお友だちを誘って参加してくれることで、一人で行きづらいイベントにも参加でき、仲間づくりがすすむ可能性も生まれます。

生産者の情報、開催の詳細 資料編 15

(4) オンライン生産者コラボ（コーミ）

（生産者は登壇せず、工場見学動画と主催者向け台本で実施）

- ・体験型・参加型イベントへの人気の高まりを受け、紹介活動と仲間づくりを目的に、生産者コラボのオンライン版新規パッケージを制作します。
- ・オンラインのみ、生産者の来場なしでも実行可能な組み立てとすることで、場所や地域等に捉われず、多くの人が生産現場を体感できる参加型施策として地域の拡大で開催をしやすい企画としています。オンライン上で工場見学を実施することで、楽しみながら生産現場について学ぶ企画です。



※生産者の登場は動画のみ。専用スライド、セリフ、マニュアルを活用して主催者で組み立てる企画。

※基本的に、参加者に事前又は事後にトマトケチャップミニサンプル（又はトマトケチャップ）を配布する組立てがパッケージになっています。

(5) 紹介活動

あなたのお友だち・お知り合いへ「生活クラブ」「消費材の魅力」を伝えてください。

興味を持ってくれた方がいたらセンター事務局へ連絡するか、生活クラブ埼玉もしくは連合会 WEB サイト（どちらもホームページの「組合員メニュー」⇒「お友達紹介」から）、また、注文カタログなどの配布物に不定期に掲載される紹介用紙も利用できます。事務局から直接説明をする形での紹介もできます。紹介フォームを使えば、相手の住所等が分からなくても LINE・メールで紹介できます。 ★ブロックごとにお独自の誘いキャンペーンやサンプルなどを用意しています。

(6) 法人向け食材サービス（配送・デポー）

県内の保育園、子ども園、障害者施設、助産院などの教育・福祉・医療施設は、法人として生活クラブ埼玉に登録することができます。利用料金の 5%還元等の特典や食育活動の支援メニューを用意し、消費材の利用を後押しします。お子さんが通っている学校や幼稚園・保育園・学童に、生活クラブの「食育講座」（※下記参照）や「法人向け食材サービス」のお知らせを届けましょう。施設の情報をもらえれば、職員が対応します。

配送のみ、配送・デポー併用、デポーのみと、法人のニーズに応じて登録できます。

(7) 食育講座

詳細 関連書式 13

- ・食べること・食べもの・食べかたの視点から気づきのきっかけになる体験型講座です。
- ・対外向けの講座になりますが、新規加入者、員外を含む拡大対象世代向けに活用が可能です。講座内容はホームページ、または資料編を確認ください。
- ・ブロック・支部で開催することができます。材料費、講座料はかかりません。
- ・3名以上での開催できます。
- ・豊かに味わう ごはんと味噌汁は調理室でのみ開催できます。
- ・問合せは活動推進部、食育推進スタッフまでお願いします。

※未登録子育て施設（学校含む）でも食育講座が無料で開催できます。

お子さんが通っている学校や幼稚園・保育園・学童などで食育講座を開催したい場合は、活動推進部食育推進スタッフまで問い合わせてください。最新の情報は公式ホームページ（生活クラブの食育講座のご案内）で確認できます。

（8）拡大チラシ・拡大サンプル

問い合わせはがき付きのカラー印刷チラシ。ポスティングや、手渡ししながら生活クラブをアピールします。ミニサンプルや1,000円お試しセットを組合員外の人に試してもらえます。（品目はセンター事務局に問い合わせてください）。



（9）生活クラブカレッジ（仮称）

「持続可能な社会」を実現し「未来を創る活動」を目指し、組合員内外のだれもが参加して学べる機会を設けています。SDGsを実践し、環境保全を意識した選択をする人を増やします。また福祉などの視点も加え開催します。オンラインを併用で主に本部で開催します。それを参考に各支部・ブロックでの開催も検討しましょう。

（10）学習会（埼玉県出前講座、大人の学校ほか）

埼玉県が行っている出前講座は講師料が無料です。インターネットなどで調べ、直接申込んでください。大人の学校も実施の相談ののってください。

学びたいことを学ぶ場を、自分たちでつくりましょう。

6. 情報の共有

機関紙やチラシ等を利用して、情報の共有をすすめましょう。

【1】生活クラブの情報媒体・ツール 関連書式 14 詳細 資料編 18～20

（1）支部（地区）の機関紙

活動を推進するためには、情報の共有が必要です。広報担当を決め、機関紙を作成します。支部（地区）運営委員会が発行責任者です。支部運営委員会で内容を確認・承認し、事務局に印刷を依頼します。組合員に対して配達便で配布します。

作成のポイント：作成者も読み手も同じ組合員です。お互い、同じ組織の一員であることを意識

しましょう。

必須項目：機関紙名・発行年月日・発行No.・支部（地区）名・センター名

（2）支部（地区）のニュース・チラシ

必要に応じて内外に向けニュース・チラシを作成します。支部運営委員会で内容を確認・承認し、事務局に印刷を依頼します。組合員に対しては配達便で配布します。未加入者にもお知らせする場合は、自分たちで近隣の住宅にポスティングするほか、業者に依頼することもできます。

作成のポイント：イベント開催日の3か月前くらいから準備しましょう。

申込書欄にはイベント名称・センター担当者名を入れましょう。回収時の紛失防止のため、切り取り部分はA4サイズの4分の1以上のサイズを確保しましょう。切り取り部分の裏面には、地図など必要な情報が来ないように気を付けましょう。

必須項目：発行元（支部・地区・専門委員会など）・発行年月日・申し込み〆切日・託児の有無・問い合わせ先

（3）ブロックの機関紙・ニュース・チラシ

委員会の機関紙など。配布についてブロック会議の承認が必要です。ブロック企画会議（ブロック会議の準備会議）までに原稿を揃えましょう。

（4）ブロック版メールマガジン・埼玉HPイベント情報掲載

原稿〆切日は支部運営委員会資料に掲載されます。ブロック会議で掲載承認を受けた後、本部へ送ります。（事後承認でも可）

HP イベント情報掲載は、埼玉HP トップのイベント情報欄に掲載されます。積極的に依頼して活用しましょう。メールマガジンは多くの新規組合員へ配信されています。運営委員はメルマガに登録して、新規の方にどのような情報が発信されているのかを知るようにしましょう。

（5）埼玉単協の配布物・機関紙

埼玉単協独自で作成し、組合員1人に1部ずつ配布している定期的な発行物が3種あります。

単協機関紙『スピカ』

「自ら考え行動する仲間を増やす」をコンセプトに、メイン対象を「新規加入者」及び「若い世代の組合員」として発行。ブロック・支部でもアピール素材として活用してください。埼玉HPでも閲覧可能になりました。

埼玉HP > 組合員メニュー > 機関紙スピカ



COMEON かもん

イベントなどの案内や告知、理事会からのニュース・組合員一人ひとりへ活動参加を呼び掛ける情報などを伝える。理事会が承認した他団体の記事も掲載。

埼玉カタログ

生活クラブ埼玉の独自品注文カタログです。

(6) 埼玉単協のWeb情報媒体

- 生活クラブ埼玉 HP に「新規加入者向けページ（班個）」を設置しています。新規加入者対応でも活用できます。（組合員メニュー > 新しく生活クラブにご加入の方へ）
- Facebook グループ「生活クラブ埼玉組合員サイト」
組合員活動共有ツールとして、Facebook「グループ機能」を活用します。
クローズドグループ（非公開）で、生活クラブの活動に関することを気軽に情報交換、共有していきましょう。
メンバー対象者：支部運営委員・専門委員・連代表者・ブロック役員・理事
メンバーのみが投稿閲覧できます。実名投稿、所属を明記。

詳細 資料編 19

- 生活クラブ埼玉公式 Facebook
- 生活クラブ埼玉公式 Instagram
理事会が主体となって運用。活動の豊富化とコミュニケーションの新たなツールとして位置づけます。

(7) 埼玉単協クラウド共有システム（DirectCloudBOX）

- 支部運営委員、ブロック役員、理事監事、事務局で活用しています。
- 資料やデータを、インターネット上の領域に、共有データとして保管。
パソコンのファイル表示と同じ感覚で操作ができます。タブレット、スマホなどでファイルの閲覧ができます。
- 対象者ならログインして誰でもプレビューやダウンロードができます。
検索機能で探したり、プレビューで閲覧したり、情報共有をすすめます。
- 会議資料の閲覧や検索、データのやり取り、活動ハンドブック、議案書、スピカ、チラシ素材画像など、各種情報や資料の共有をすすめています。



詳細 事務局に問合せ

クラウド内の全体共有格納場所（2023/02 現在）

- 000_DirectCloud マニュアル（基本ルール・クラウドマニュアル・説明動画）
- 010 組合員/010 全体共有（全体共有関連）
 - └_010 活動ハンドブック（本冊、資料編、書式編、個別データ／合本PDF）
 - └_020 エッコロ制度ガイドブック
 - └_040 情報端末・ZOOM・支部メルアド
 - └_100 組織関連
 - └月次組織報告、週間組織速報、総代会議案書、中期計画、ブロック支部大会議案書
 - └_110 広報関連
 - └SNS・WEB等のルール Facebook 組合員サイト
 - └COMEON かもん（バックナンバー）、スピカ（バックナンバー）、支部機関紙
 - └ロゴチラシ画像素材（基本的なもの） 施設地図
- 010 組合員/〇〇ブロック/（ブロックごとに格納資料等は異なります）

(8) 連合会の情報媒体

ホームページ
 コミュニティサイト「ピオサポレシピ」
 Facebook Twitter Instagram
 YouTube チャンネル

(9) 自治体の後援

人が集まるイベントを企画したら自治体の後援をとりましょう。自治体の窓口またはホームページから申請書を入手します。後援をとると、公立・公共の施設にチラシを配布してもらいやすくなります。

後援をもらうのに、一か月くらい余裕を持ちましょう。

(10) 自治体広報紙での広報

自治体広報紙のイベント情報コーナーや広告に掲載してもらえるかも聞いてみましょう。

(11) プレスリリース

報道機関に向けて情報を公式に発信する、およびその文書のことをプレスリリースといいます。新聞社へのプレスリリースは記者クラブに持ち込み、又はFAX送付します。また、電子媒体へのプレスリリース配信・掲載サービスのPRTIMESを利用することもできます（指定の書式で本部組織部へメール送信）。 詳細 資料編 20

(12) ロゴやイラスト集

ロゴやイラストは、使用・掲載ルールがある場合があります。ブロック事務局を通じて使用規定等を確認後、掲載しましょう。消費材の写真などは連合HP、埼Pからコピーして機関紙やチラシに使うことができます。

クラウド (DirectCloud) にも各種データを格納しています。

場所： /共有/010 組合員/010 全体共有/110 広報関連/



サステイナブルなひと、
生活クラブ

【2】ソーシャルメディア利用についての留意点

オンライン活動が増え、組合員や支部などのSNS活用、ブログ、HPなど、オンラインのコミュニケーションがすすんでいます。WEBは一度発信されると全世界に配信され、削除ができない場合もあります。また、一人ひとり受け止め方にも違いがあります。

あなたの発信が生活クラブからの発信となる事もあり、生活クラブに関する情報については、公開可能な情報化などを考え、文章作成は丁寧に行いましょう。写真や動画は、映る方に確認や許可を取るなど、丁寧に公開してください。問題のある投稿と判断した場合は削除及び削除依頼を行うこともあります。

WEB、SNSなどを活用する場合は、必ずソーシャルメディア・ガイドラインを一読しましょう。資料編にSNS投稿に関するチェックリストも掲載しています。

留意点及びチェックリストの詳細 ソーシャルメディア・ガイドライン全文 資料編 21

※生活クラブ・ソーシャルメディア運用ポリシーはホームページでも公開しています。

1. 共同購入（利用結集）活動

【1】生活クラブの共同購入（利用結集）活動

生活クラブでは、取り扱う食品や生活用品を利潤追求が目的の「商品」ではなく、実際に使う人の立場にたった材であるという思いを込めて「消費材」と呼んでいます。消費材を通じて、生活の中にある課題の解決を目指しています。

自分たちの生活に必要な「消費材」を生産者と共につくり、共にひろげる運動が共同購入活動です。消費者には「買う力」と「買わない力」があります。買わないことで社会に「NO」と意思表示をするとともに、必要とする消費材に購買力を集めることで、一つひとつ課題を解決し、生産者と共に持続可能な生産と消費のしくみを作りだしています。

「eくらぶやOCRで申し込む」「デポで購入する」ことが共同購入活動の第一歩です。そして、材の背景にある社会的な課題を知り、わかって食べる人を増やしていくことで、持続可能な社会を目指しています。

【2】生産原価保障方式

商品の価格は生産の事情はあまり考慮されることなく、市場の相場に左右され、生産コストを下げるために原料の質を落としたり、代わりに化学物質や農薬に頼ったりすることが起こりがちです。一方、生活クラブの消費材は生産に必要な原価を保障し、配送など最低限の必要経費を加えて価格を決める『生産原価保障方式』を取っています。これは組合員にとっては質の良い物が適正な価格で手に入り、生産者にとっては市場の競争原理に左右されず、生産が保障される画期的なシステムです。

私たちが食べ続けることで次の生産を支え、生産と消費の健全な関係を目指しています。

【3】予約（食べる約束）をすることの意義

米は1年、牛肉を生産するには3年の年月が必要です。また、卵は毎日生まれ、牛乳は毎日搾られます。持続可能な生産と消費を維持するためには、予約（食べる約束）をして、責任を持って利用を続けることが重要です。

また、私たちが予約することで生産量の見通しが立ち、生産者は計画的でムダのない生産をすることができます。「班配送」「個別配送」「デポ（店舗）」の購入形態に関わらず、予約して利用することをすすめてみましょう。

【4】生活クラブの消費材 10 原則

詳細 資料編 22

私たち、生活クラブと生産者は、共に対等な立場で消費材を開発し、その共同購入を通じて「健康で安心して暮らせる社会」の実現を目指します。

消費とは生命が生まれて死ぬまでの過程そのものであり、何をつくり出し、選び、利用するかという私たちの行動によって未来の命と環境のあり方が決まります。

だからこそ私たちは、原材料の調達から生産、流通、消費、廃棄に至るすべての過程で安全・健康・環境を最大限に尊重し、ここに「生活クラブの消費材 10 原則」を定めます。そして、関わるすべての人が主体的に参加する制度の下に、継続的に目に見える形でこの原則を追求します。

- 1: 安全性を追求します
- 2: 遺伝子操作された原材料は受け入れません
- 3: 国内の自給力を高めます
- 4: 公正で責任ある原材料の調達をめざします
- 5: 素材本来の味を大切にします
- 6: 有害化学物質を削減します
- 7: 3R を推進し、さらなる資源循環をすすめます
- 8: 温室効果ガスの排出削減をすすめます
- 9: 積極的に情報を開示します
- 10: 独自基準を定め、自主的な管理をすすめます

【5】「自主基準」

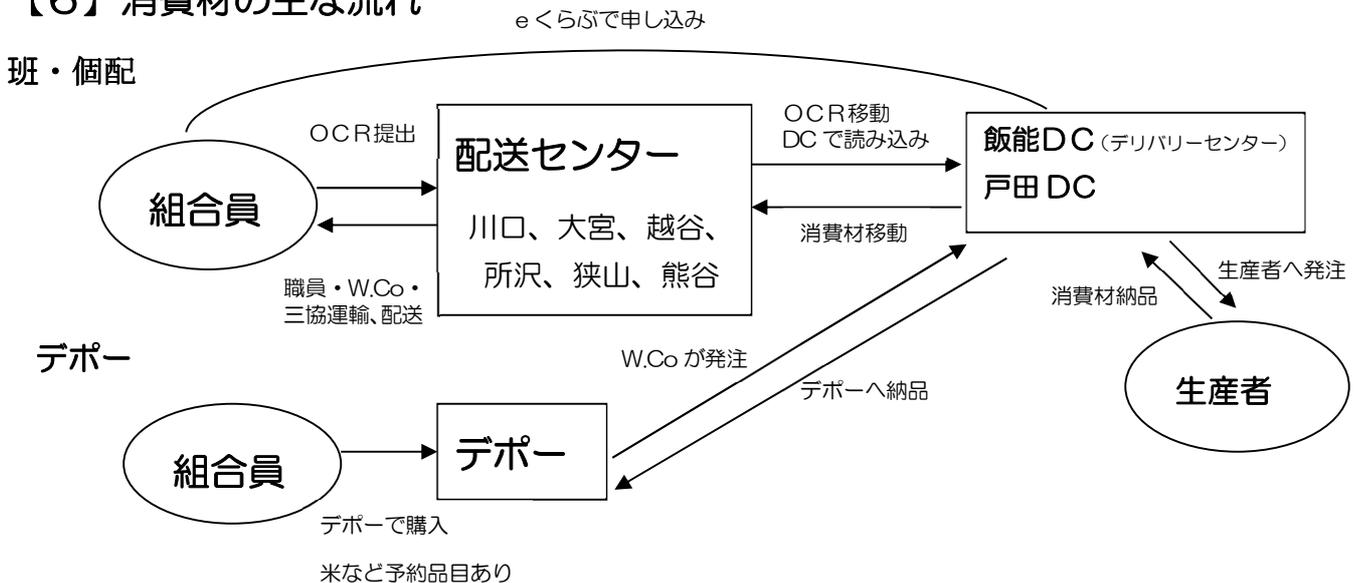
「生活クラブの消費材 10 原則」に基づき、組合員と生産者の代表が討議し、分野別に具体的に定めたものが「自主基準」です。毎年発行される自主基準書で確認できます。

「消費材 Step Up 点検」とは、消費材の製造環境や製造工程を確認して、生活クラブの「自主基準」への達成度を確認する活動です。

「消費材 Step Up 点検」を通して、生産者と組合員が共に消費材をより良くしていく仕組みが「持続可能な生産と消費」推進制度です。

消費材は完成形ではありません。私たち組合員が活動することによって、より良くしていくことができます。

【6】消費材の主な流れ



【7】共同購入活動の用語

「ビジョンフード」

生活クラブでは**米・牛乳・鶏卵・畜肉・青果物**を「ビジョンフード」と呼びます。国内自給力の向上や生態系を守り、食の安全性を追求し、次世代の子どもたちが安心して健康的に暮らしていく社会を目指す「ビジョン（展望）」をもって利用する消費材です。

「よやくらぶ」

登録した消費材が定期的に自動で届く「予約注文システム」です。

「L's(エルズ)選定品」

生活(Life)を生き生きとした(Lively)ものにする消費材を使いこなそう(Lesson)という意味が込められています。多くの組合員が利用しており、新規加入者に最初に利用を勧める消費材です。

「アースメイド野菜」

生活クラブの農産物は、国内の自給力向上を目指し、減農薬・減化学肥料、環境への配慮、鮮度対策を強化し、提携産地と連携して取り組んでいます。2016年11月より生活クラブの野菜を全て「アースメイド野菜」としてブランド化しました。

「あっぱれ育ち」栽培期間中、化学合成農薬と化学肥料を使わないで育てた野菜

「はればれ育ち」栽培期間中、化学合成農薬と化学肥料をできる限り減らして育てた野菜

「たぐいまれ」特徴的な味の品種、地域で昔から栽培している品種

2. 共同購入（利用結集）活動の組み立て方とツール

【1】消費委員会の活動

生活クラブは、1965年（昭和40年）世田谷に住む一人の主婦の呼びかけで、牛乳300本を200人で購入することから始まりました。1972年山形県平田牧場との無添加ウィナーの取り組みから、豚肉の提携が始まり、組合員がトラックに同乗して配達先の班を案内して回り、平田牧場の豚肉の良さや、ブロック肉の扱い方などを組合員に説明したのが“豚肉部会”です。これが“消費委員会”の元となりました。

消費委員会が目指すことは、生産と消費の背景にある問題を理解し、F（food）の自給圏をやることです。そして、消費材の価値を「わかって食べる人」を増やすために、試食会や生産者交流会などの利用結集ツールを使って推進していきます。

【2】共同購入（利用結集）活動の組み立て方

基本的には地区・支部・ブロック大会で決定したテーマに沿って、「わかって食べる人」を増やすために、ツールなどを使って利用結集を行います。また、活動の中から関心の高まった消費材についても、同様に利用結集をすすめます。

- ・どのような目的で、誰に、何を伝えたいかを明確にして企画しましょう。
- ・開催に向けた手順を考え、ゆとりを持って実行しましょう。

- ・開催経費（試食消費材代、会場費、備品等）は主催者負担です。
- ・書式は、生活クラブ埼玉 HP から トップページ➡右上【組合員メニュー】➡活動ツール➡活動ハンドブック【書式編】からダウンロード。または事務局に依頼してください。

★組み立て方の例 1 試食会・料理講習会

手順	詳細	時期
試食会、料理講習会のテーマを決める	支部、地区大会で決めた活動テーマ品目、その他。	3ヶ月前
開催日時、会場の確定 参加費の検討	開催日時、会場の確定をする。託児をつけるなら調理室以外に託児の会場を確保する。	2ヶ月前
試食品・料理の確定（講師の依頼）	時間配分を考えて、準備、調理、試食が終わるように組み立てる。	2ヶ月前
参加呼びかけ (チラシの作成、配布の確認)	会場の定員を確認し、抽選になった場合の対応を明記する。託児の締切は実施日の2週間前、通常の締切は1週間前くらいを目安に設定する。	1ヶ月前
エコロコーディネーターに託児依頼	託児つきの場合、託児担当者はエコロコーディネーターに依頼する。⇒エコロガイドブック参照	1ヶ月～2週間前
消費材の発注	支部 OCR、個人 OCR で、使用する消費材を発注する。取組みが少ないものは早めに注文。	1ヶ月～ 1週間前
参加締切	参加人数が確定したら、名簿の作成（事務局依頼）	2～1週間前
当日のレジュメ、レシピ、アンケート作成	当日の時間配分を決めて、レジュメ、レシピを作成。質問したい内容を決めてアンケートを作成。	2～1週間前
イベント保険の申請	参加予定人数、スタッフ、託児の子ども、託児者、講師など全ての人数で提出（本部）。（WEB 申請も可能）	1週間前～前日
当日の進行（進行役を決める）	レジュメに沿って進行。食材の準備や下ごしらえなど必要に応じて準備する。 ・最後に、利用結集を呼びかける。	当日
イベント保険の報告	実際の参加人数を記載し、提出（本部）。（WEB 申請も可能）	1週間以内
利用促進活動	試食会・料理講習会の報告をニュースや機関紙で発信。組合員が集まる場所での報告。	実施後1ヶ月～
利用促進活動の成果を検証する	発信後、報告後の利用数量、利用者数などを検証する。	発信より1か月後および数か月後

★組み立て方の例2 生産者交流会

手順	詳細	時期
生産者を決める	支部、地区の活動テーマ消費材の生産者。	3ヶ月前
生産者受け入れ条件を調べる	事務局に確認。	2ヶ月前
希望日時を決める	希望日時は、第3希望日まで決める。	2ヶ月前
会場の確定	希望日時に合った会場を確定する。	2ヶ月前
目標を決める（イベント計画シート の活用 書式編 20 ）	目的を明確にする（利用結集・消費材の理解）。 目標値の設定は現状を知ることから始める。	40日前
申込書作成・提出 書式編 21	所定の書式に必要事項を記入して申請する。日程調整に時間がかかることもあるので、余裕をもって申請する。	40日前
実施日決定 申請から10日後を目安に回答あり	実施が決まったら、生産者との事前連絡・打合せ。生産者との連絡は原則、事務局が行う（生産者の承諾があれば主催組織の代表が行うことも可とするが、事務局への連絡漏れに注意する）。オンライン開催の場合は、環境確認の意味も含め生産者・主催者・事務局の3者で、オンライン事前打ち合わせを行う。	1ヶ月前
参加呼びかけ （チラシの作成、配布の確認）	会場の定員を確認し、抽選になった場合の対応を明記する。託児の締切は実施日の2週間前、通常の締切は1週間前くらいを目安に設定。	1ヶ月前
市場調査・食べ比べ	消費材の市場との比較、市販品との食べ比べなど。	1ヶ月前
エコロコーディネーターに 託児依頼	託児つきの場合、託児担当者はエコロコーディネーターに依頼する。⇒エコロガイドブック参照	1ヶ月～ 2週間前
消費材発注	支部OCR、個人OCRで、交流会に使う消費材を発注する。取組みが少ないものは早めに注文。	1ヶ月～1週間前
参加締切	参加人数が確定したら、名簿の作成（事務局依頼）。	2～1週間前
当日のレジュメ、アンケート作成	当日の生産者の話の時間、市場調査の報告など交流会にかかる時間配分を決めて、レジュメを作成。質問したい内容を決めてアンケートの作成。	2～1週間前
イベント保険の申請	参加予定人数、スタッフ、託児の子ども、託児者、講師など全ての人数で提出（本部）。（WEB申請も可能）	1週間前～前日
当日の進行（進行役を決める） レジュメに沿って進行する	生産者と事前打ち合わせが可能なら事前に実施。当日、始まる前に交流会の流れを確認。	当日
報告書作成・提出 書式編 21 イベント保険の報告	・実施結果報告書の作成・提出。アンケートがあれば添付。広報チラシは後日送付する（事務局）。 ・イベント保険の報告。実際の参加人数を記載し、提出（本部）。（WEB申請も可能）	実施後1週間以内

利用促進活動	交流会報告をニュースや機関紙で発信。組合員が集まる場所での報告。	実施後1ヶ月～
利用促進活動の成果を検証する	発信後、報告後の利用数量、利用者数などを検証する。	発信より1か月後および数か月後

【3】利用結集のツール

(1) 試食会・料理講習会など

①試食会・料理講習会

- ・消費材のおいしさと価値を伝える企画です。
- ・開催目的、参加対象などによって試食品や料理を決めます。
- ・講師を依頼する場合は、大人の学校などの講座も利用できます。[資料編 11 参照](#)
- ・食中毒に注意して調理しましょう。

※試食会・料理講習会にかかる消費材代、会場費、備品等は、主催者が負担します。

[詳細 資料編 24「食肉類の食中毒予防マニュアル」](#)

※★組み立て方の例 1 参照

②年末年始特別企画共同購入活動（クリスマス正月用消費材試食会）

- ・年末年始の商品需要に一般市場では、早い時期から添加物を多用した商品をたくさん作り置きしています。また、市場は年末に向けて価格が高くなる傾向があります。生活クラブでは、早い時期に予約することで、生産者は必要な原材料を確保し、必要な量を作ることができます。無駄な在庫を抱えることもありません。食べる人、食べる量がわかるからこそ、添加物を使わず、手間をかけ丁寧に作ることができます。生活クラブでは通常通り、持続可能な生産のための適正価格で購入できます。
- ・特に、店舗型共同購入のデポの組合員にとっては、予約して共同購入することを体験できる大切な機会です。フロアの混乱、欠品・過剰在庫をなくすと同時に、予約することで確実に手に入れることができます。
- ・試食会が行えず、モニター試食等の広報活動（機関紙、SNS、HP など）を行う場合は、誰に、何を伝えたいかを明確にして企画しましょう。

※年末年始特別企画の有償サンプルは 10 月末～11 月初めに利用できます。申込は 9 月中旬にあります。公表から締切までの期間が短いので注意が必要です。

★組み立て方の例 1 参照

(2) 消費材について学ぶ企画

これらの企画を活用し、おおぜいの組合員に向け消費材の価値を伝え、食べる仲間を増やしましょう。地区・支部・ブロックでの主催が可能です。企画実施後は所定の報告書を提出し、今後に活かします。

企画名	内容	企画時間	申請〆切	留意事項
生産者交流会 書式編 20・21 ※生産者コラボ企画（拡大を目的にした生産者交流会）資料編 15	生産者を招いて説明を聞き、消費材や生産現場について理解を深めます。	質疑応答 含め2時間程度	開催 40 日前	<ul style="list-style-type: none"> 生産者に対して「消費材の規格情報」「市場動向・業界情報」「安全性に関する情報」「提携の歴史」等、事前資料を要請することができます。 交流会にかかる消費材代（共同購入注文で用意するか生産者からの買取りか確認）、会場費、備品等は、主催者が負担します。 ★組立て方の例 2 参照 ※生産者コラボ企画（拡大を目的にした生産者交流会）は組織活動 P. 24 参照
新・おしゃべりキッチン 資料編 25	予め設定されたタイトルに基づいて、選択した 3 生産者が消費材の説明を順番に行う、複数生産者交流会企画です。	試食交流 などを含め全体で2時間半～3時間	開催 70 日前	<ul style="list-style-type: none"> 『子育てママにうれしい安心』『ちょっとしたコツでお料理上手』『きっちりお勉強「NON-GMO」』『疲れたパパをリフレッシュ』など、14 タイトルの企画があります。 各生産者の話は 30 分程度です。
牛乳消費地交流会	酪農生産者と組合員が交流し、酪農家の現状や生活クラブの牛乳の価値を学びます。	試食交流 などを含め全体で2時間半～3時間	開催前年度の 2～3 月	<ul style="list-style-type: none"> タオル一本運動も合わせて行い、当日贈呈式を行うことができます。 2024 年度はオンライン開催を基本とします。 詳細はブロック会議資料でお知らせします。
牛乳生産者交流会・ミルク教室 書式編 20・21	<ul style="list-style-type: none"> 酪農家の動画を活用し、生産現場を分かりやすく学べます。 サンモツア（モツアレラチーズ）づくりを中心に、身近な話題で参加できる企画です。 	試食交流 などを含め全体で2時間半～3時間	開催 40 日前	<ul style="list-style-type: none"> ミルク教室は小学生以上のお子さんと一緒に参加できます。牛乳実験、バター作り、アイスクリーム作りなど、新生酪農と相談して内容を決めます。

企画名	内容	企画時間	申請〆切	留意事項
米消費地 交流会	米の生産者 「JA 庄内みどり」 「JA なすの」 「JA 加美よつば」 「JA 上伊那」を招き、 米の生産現場、環境問 題への理解を深め、作 り手と食べる側が意見 交換を行う、貴重な企 画です。	試食交流 などを含 め全体で2 時間半～3 時間	開催前年度の 1～2月	<ul style="list-style-type: none"> 参加人数：50人以上 4月頃日程が決定します。 実施は6～8月初めです。 詳細はブロック会議資料でお知らせし ます。
食肉学習会 豚肉 牛肉 鶏肉 豚加工肉	食肉生産者と組合員が 交流し、生活クラブの 食肉の価値（市販品と の飼料や飼育方法など の違い）を学びます。	試食交流 などを含 め全体で2 時間半～3 時間	開催前年度の 2～3月	<ul style="list-style-type: none"> 参加人数：30人以上 (豚肉は50人以上) ※メイン会場（実参加）とサテライト会 場をオンラインでつなぎ、開催するこ とも可能です。 詳細はブロック会議資料でお知らせし ます。
「予約・あっぱ れはればれ野 菜おまかせ 4 点セット」 消費地交流会	「予約・あっぱればれは ればれ野菜4点セット」 の生産者を招き、各産 地の現況、予約して野 菜をセットで取り組む 意義を学びます。	<ul style="list-style-type: none"> オンライ ン（60分） 生産者実 参加（60 ～90分） 	開催2ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> 栃木県開拓農協、さんぶ野菜ネットワ ーク、丸エビ倶楽部、野菜くらぶ、沃 土会の中から1生産者を選択。 日程：2024年度通年開催（火～木曜 日PM） 参加人数：30人以上（生産者実参加の 場合）

企画名	内容	企画時間	申請〆切	留意事項
甘夏みかん 消費地交流会	<ul style="list-style-type: none"> 甘夏の生産者グループ「きばる」を招き、甘夏の生産現場、環境問題への理解を深めます。 作り手と食べる側が意見交換を行う、貴重な企画です。 	試食交流などを含め全体で2時間半～3時間	開催前年の 8～9月頃	<ul style="list-style-type: none"> 10月頃日程が決定します。実施は翌年1月です。 詳細はブロック会議資料でお知らせします。
大試食会(生産者10団体以上) まつり 書式編 20・21	<ul style="list-style-type: none"> 「大試食会」は組合員にとって、消費材をより深く知る機会です。 「まつり」は広く一般市民へ参加を呼びかけ、地域に生活クラブをアピールすることを主な目的とします。 		開催前年度の 1月末	

(3) 生産現場に行く企画

①生産者見学会

- ・地区、支部、ブロック主催で生産地へ出向き、直接生産方法を確認して、話しを聞けます。
- ・消費材や生産者について理解を深め「わかって食べる人を増やす」ための独自性の高い貴重な企画です。
- ・安全上の理由で組合員外や子どもの参加が制限される場合もあります。生産者ごとの開催条件（事務局に依頼）を充分確認しておすすめしましょう。
- ・事前学習会開催など、充実した見学会になるよう工夫しましょう。
- ・当日の交通手段、集合場所、連絡先を参加者に連絡しておきましょう。昼食などをする場合は見学時間に合わせて、食事のできる場所を確保しておきましょう。
- ・開催申請：開催40日前 書式編 20・21
- ・交流会後、1ヶ月以内に報告書を提出します。

※生産者に対して、「消費材の規格情報」「市場動向・業界情報」「市販品との比較情報」「安全性に関する情報」「提携の歴史」等、事前資料を要請することができます。

②「予約・あっぱれはればれ野菜おまかせ 4 点セット」産地（現地）交流会・見学会

- ・基本プログラム時間：圃場見学などと併せて 120 分程度（生産者と調整）
- ・参加人数：10 人以上（生産者と受け入れ人数調整）
- ・単協職員事務局 1 名以上の参加。
- ・現地での移動手段は主催単協で調整します（レンタカーなど）。
- ・申請：開催 2 ヶ月前 書式編 20・21

③消費材 Step Up 点検

- ・「消費材 Step Up 点検」は、生産者見学会の発展的活動で、地区、支部、ブロック主催で企画実施できます。1 企画につき 1 生産者 1 品目の実施です。
- ・「生活クラブの消費材 10 原則」に賛同する提携生産者と組合員がともに消費材のレベルアップを目指すものです。生産者・組合員双方で、生産の点検・確認を行い、不備についてはその場で指摘し、生産者は改善対応します。組合員は生産者努力を評価し、知り得た情報を利用結集活動に役立てます。
- ・「生活クラブの消費材 10 原則」を批准している生産者の、消費材登録済みの品目が対象です。生産者・品目の登録がない場合は、批准・登録を生産者に依頼してから実施できます。
- ・現地での点検を基本としますが、様々な事情により現地への訪問が難しい場合、オンラインを活用した消費材 StepUp 点検も始まっています（自主基準書 2021 年度版 P181～185 参照）。希望する生産者のオンライン対応の可否は事務局に確認してください。
- ・組合員外、子どもは参加できません。
- ・事前学習会を原則 2 回行います。

※申請：開催 3～4 ヶ月前まで 書式編 21

※実施後 2 ヶ月以内に「現地点検確認書」「消費材 Step Up 点検報告書」を提出。

(4) 講座・学習会・講演会

①バイオサポ基礎講座/バイオサポーター養成講座等

- ・地区、支部、ブロック主催で、健康的な食べ方を学ぶ学習会を実施できます。
- ・講師料はかかりません。
- ・「**バイオサポ基礎講座**」開催後（同時開催可）の追加メニューとして以下の講座開催が可能です。
「ビジョンフード講座」、「献立作成ワークショップ」、「バイオサポラボ（活動ツールの実演）」
「子育て支援講座」、「アクティブシニア講座」
- ・「**バイオサポーター養成講座**」は、「基礎講座」に参加した組合員を対象とします。
- ・単協独自の**バイオサポ活動ツール**として 3 種類の実験キット（ジュースの着色料・ソーセージの発色剤・だしについて）があります。（事務局へ依頼）

※開催 40 日前までにバイオサポ基礎講座・養成講座申込書を事務局に提出します。

書式編 24

<バイオサポ学習会一覧>※すべてオンライン対応が可能です。

バイオサポ基礎講座	「バイオサポとは？」から栄養の基礎知識まで。バイオサポの考え方の基本が理解できます。(60分) ※事前の市場調査あります。
バイオサポーター養成講座 (原則としてバイオサポ基礎講座の受講者が対象です)	消費材の優位性としての「食べもの情報」とそれを健康に活かしていく「食べ方情報」を発信できる人を養成します。(90分) ※オンラインの場合は2回に分けて連続講座としても対応します。
ビジョンフード講座 (牛乳・鶏卵・米・豚肉・鶏肉・牛肉・農産物)	各ビジョンフードの「食べ方情報」と「食べもの情報」をセットで伝えます。基本的にはバイオサポ基礎講座やバイオサポーター養成講座と組み合わせます。(各30分) ※オンラインの場合は単独で対応することも可能です。
バイオサポ子育て支援講座	「楽しく、かしこく バイオサポ食育 BOOK」をもとに内容を構成しています。プレママから幼児期まで。昆布水ワークショップします。(60分)
バイオサポアクティブシニア(美食百彩)講座	女性の体の生物学的な変化とその向き合い方のヒントを学ぶ知見を加えバージョンアップしました。食べる前の準備体操やります。(60分) ※美食百彩を試食する場合は主催者でご用意ください。
職員・ワーカーズ向け講座	バイオサポの考え方からビジョンフードの語り口まで。(応相談)

<学習会のオプション・メニュー>※実参加での開催のみ対応します。

献立作成ワークショップ	数人ずつのグループに分かれて、テーマを選んで、栄養素の組み合わせを考えた献立を作ってみます。模造紙に書き出し、グループごとに発表、共有します。(30分～)
バイオサポラボ実演	食べもの選びを考えるきっかけとなる活動ツールで、簡単な実験がセットになっています。着色料(A)、発色剤(B)、化学調味料(C)の3種類があり、未加入者や新規組合員を対象にしています。3つのラボの実験部分を中心にデモンストレーションを行い、ラボの流れとポイントを説明します。(30分)

<要望に応じてデモンストレーション>※実参加での開催のみ対応します。

*バイオサポなかまラボ	組合員拡大を目的とした企画での活用を想定した内容で、無果汁飲料の実験(バイオサポラボA)がセットされています。未加入者に加入を検討してもらう組み立てになっています。(30分)
*バイオサポこどもラボ	子どもたちにも食べもの選びの大切さが理解できるように組み立てられています。「バイオサポラボ」のような実験が、子どもにわかりやすくセットされています。(60分)

②講演会、上映会

- ・地域の人に食の安全を学ぶ機会を作るために著名人を講師に迎えて『添加物についての講演会』などを開催することもできます。

- ・NPO法人大人の学校のコーディネートも利用できます。

(5) 展示即売会・内覧会 資料編 27・書式編 25

- ・『きて みて ふれて たしかめて』をコンセプトに、本企画・ミニ企画（ブロック主催）、相談販売会・学習会（ブロック・支部主催）、見学会（ブロック主催、実行委員対象）の区分で企画します。
- ・カリモク家具ショールーム、東京真珠、パラマウントは内覧会があります。
- ・本企画、ミニ企画、相談販売会では、前日や当日の準備・販売・片付けに関わるスタッフに対し、1時間あたり800円の手当、交通費、昼食代を補助します。
- ・実行委員に対し、開催までの会議にかかる通信費、交通費、昼食代を補助します。

(6) 消費材意見・要望 資料編 28

- ・消費材は、今ある形が完成品ではなく、その時点での最良の形です。今ある消費材に対して、組合員アンケートや市場調査を重ね、意見をまとめ、私たちの欲しいものに変えていく要望を、連合会に提出することができます。また、現在取り組みのないものも、組合員アンケートや市場調査を重ね、意見をまとめることで要望を提出することができます。
- ・組合員の消費や利用状況を調査、一般商品の表示、価格、売られ方、CM等をチェックします。
- ・調査したことは整理し問題点をまとめます。
- ・消費材の開発視点や経過、現在の到達点・利用率等について調べます。
- ・消費材が変わる、または新規に取り組む事で利用が上がることを明確にし、意見をまとめます。

★消費材意見要望の手順 書式編 26

- ①個人の意見
- ②地区の意見
- ③支部の意見
- ④ブロック消費委員会集約
- ⑤共同購入政策委員会（受付 6月、10月、2月）
- ⑥連合消費委員会で検討・改善 受付（7月、11月、3月）
- ⑦受付月の翌月に意見要望に対する連合の見解を確認

※緊急を要する意見要望は受付月以外の提出も可能

1. サステイナブル活動

【1】生活クラブのサステイナブル活動

私たちの活動の礎となっているのは、「平和と民主主義」がある社会です。命を脅かされない平和、一人一人の意見が尊重される民主主義の社会を目指して「未来を創る活動」に取り組みます。

「持続可能な社会」の実現が「未来を創る活動」へとつながります。SDGsを実践し、環境保全を意識した選択をする人を増やします。

【2】生活クラブのエネルギー7原則

わたしたちは、人類の共通資産である化石資源を大量に消費することで、産業革命以前の人々とは比べようのないほど膨大なエネルギーを獲得し、いまの豊かな暮らしを実現しています。

このような暮らしは持続可能（＝サステイナブル）ではありません。3.11は、これらのことに改めて気づかせてくれました。わたしたちは、限りある資源を未来の子どもたちと分かち合わなければなりません。そして、“もったいない”という気持ちを大切に作る暮らし、“足るを知る”という節度ある暮らしに立ち返りたいと思います。

生活クラブは、省エネルギーをすすめながら再生可能な自然エネルギーによる電気の普及に取り組み、一日でも早く原発に依存しなくてよい社会を構築することを決意して、ここに「生活クラブのエネルギー7原則」を定めます。

- 1：省エネルギーを柱とします。
- 2：原発のない社会、CO₂を減らせる社会をつくります。
- 3：地域への貢献と自然環境に留意した発電事業をすすめます。
- 4：電気の価格や送配電のしくみを明らかにします。
- 5：生活クラブの提携産地との連携を深め、エネルギー自給率を高めます。
- 6：エシカルコンシューマーとして、再生可能エネルギーによる電気を積極的に共同購入します。
- 7：生産から廃棄までトータルで責任を持ちます。

原則の詳細 資料編 29

【3】サステイナブル活動の組み立てとツール

(1) “食べ物の遺伝子操作” への反対活動

ストップ遺伝子組み換え運動を継続するとともに、新たな遺伝子操作の仕組みであるゲノム編集や主要種子法廃止など、食と農に大きな影響を及ぼすと思われる「タネ」の問題について学習し、食と環境の未来を守る活動を展開します。

「遺伝子組み換え」は「GM」と表します。

①GMO*フリーゾーン登録運動

*「GMO」遺伝子組み換え作物

農家や山主が自分の農地や山林に遺伝子組み換え作物を持ち込まないことを宣言する、「GMOフリーゾーン宣言」、農地は持たないけれど、遺伝子組み換え食品を食べたくない、遺伝子組み換え作物を栽培してほしくないと考える人の「GMOフリーゾーンサポーター宣言」を増やし、NON-GMエリアを点から面へと広げます。

関連書式 30

②GMナタネ自生調査

大量に輸入されている遺伝子組み換えナタネが、流通中にこぼれて日本の生態系で自生していないかを、全国の市民がチェックする活動です。ナタネ（アブラナ）の咲く季節にそれぞれの生活圏で検査し、情報を共有しています。

③大豆一粒運動

NON-GMの大豆畑を増やすために、出資者を募り出資金を集め、協力農家にNON-GM・無農薬（原則）の大豆栽培を依頼し、出資口数に応じて大豆を分配しています。環境にやさしい農業を営む農家と交流できる活動もしています。各ブロックで運動を組み立てます。

④自主上映会

映画タイトル	配給元	開催方法等
映画「遺伝子組み換えルーレット」	自主上映用のDVDを所有	実開催のみ・無料
たねと私の旅	たんぼぼフィルムズ	オンライン可 3万円～ 参加人数によって変動
種とゲノム編集の話	KO-OK 小林大木企画	オンライン可 1.5万円～ 参加人数によって変動
食を守る人々	きろくびと	オンライン可 3万円～ 参加人数によって変動

詳細は各ホームページを確認して下さい。

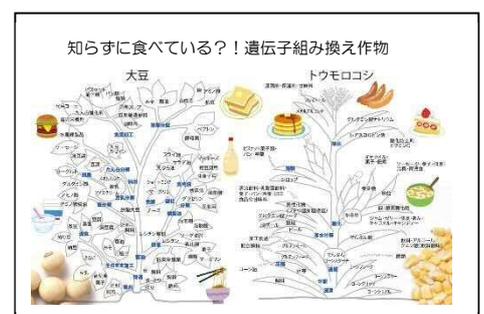
⑤「GMツリーの図」

GM作物は、様々な原材料に姿を変えて私たちの生活に深く広く入り込んでいることが、一見して分かります。

下記のダイレクトクラウドに格納されています。

場所： /共有/010 組合員/010 全体共有/110 広報関連/

200_ロゴ・画像・写真・チラシ素材他/遺伝子組み換え関連/



(2) 有害物質ゼロを目指す活動

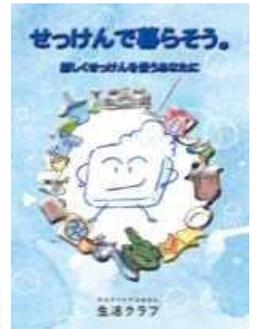
人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質の環境への排出を減らすために、合成洗剤の使用をやめてせっけんを利用する人を増やす活動をします。

①シャボン玉月間活動（7月）

せっけん運動ネットワークの参加団体（生活クラブほか全国 66 の生協・NGO が参加。傘下の組合員数 約 200 万人）が全国で一斉に展開するキャンペーン活動。シャボン玉月間ポスターの掲示、行政訪問や学習会の開催などをします。

②冊子「せっけんで暮らそう」

マンガ仕様で語られている冊子を見直し、2023 年 3 月に改訂しました。PDF データ版を生活クラブ埼玉の WEB サイトで見ることができます。サイト内検索「せっけんで暮らそう」



③展示用パネル「せっけん」

合成洗剤との違いなど、せっけんに関する基礎的な情報が分かりやすく表示されています。（B 1 版・2 枚組）



④合成洗剤をやめていのちと自然を守る埼玉連絡会

活動拠点をさいたま市に置く連絡会で、生活クラブ生協の他、水・合成洗剤などの課題に関わる個人・団体（水道労働組合、エスケー石鹸株式会社など）が参加しています。

この連絡会の「ミジンコ講座（せっけんと合成洗剤、香害に関する講座／講師派遣有料）」や冊子「せっけんのススメ（500 円）」を利用できます。

連絡会と県との長年にわたる話し合いの中で、県が動き自ら作った「香害ポスター」も活用できます。また、国の 5 省庁（消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省）が連名で作成したポスターもあります。埼玉県、5 省庁が発行元なので公共施設などに貼りだすこともできます。「埼玉県 香りのエチケット」「5 省庁 香害ポスター」で検索してください。



(3) 自然資源を大切に活動

私たちが生きる上で必要な「水」を守っていくために、水源地である森についての現状を知り、保全する活動に取り組みます。森を守り次世代に引き継いでいくためのトラスト運動*の紹介、身近な里地里山を守る活動や県産材・国産材の活用と利用、水源地保全のための調査活動などをすすめます。

①「森と水のおはなし館」の紙芝居（パワーポイント）

「森と水のおはなし館」の紙芝居のパワーポイントを活用できます。山を守り、生き物を守り、水を育む森。そんな森のことをわかりやすく解説しています。30～60分程度で開催できます。活用を希望する場合は、センター事務局を通じて本部活動推進部まで連絡ください。

②三富協同村 『愛称：さんとめどんぐり村』

2015年度から始まった三富協同村活動ですが、2023年度から下記のように第2次構想をすすめていきます。

【第2次三富協同村構想の基本コンセプト】 第2次三富協同村構想 資料編7

- ・時間と空間を自由に表現できる場、教育研修の場、子育て支援の実践の場
- ・都市近郊農業の多面的価値と持続可能な環境と社会づくり、生きる力

【メインテーマ】

三富という330年の歴史を持つ循環型農法を継続してきた地で、農や平地林（ヤマ）にふれる機会をつくり、人と人をつなぐ活動を通して、農業や食糧問題、地域社会の様々な課題に対して、主体的に考え、行動する人を増やしていきます。

【協同村活動の方向性】

事務局と山宇農園とで圃場管理体制の基礎を見直し、耕作管理しやすい運営方法をすすめ、「さんとめどんぐり村運営委員会」で様々な企画や応援隊を募集しながら活動をすすめます。

①農業塾

三富の循環型農業を農家から指導を受け、野菜作りの基本やヤマの活用実践を通じて、塾生同士の学び合いや農の魅力を感じ、農と食の価値を再認識する機会を作ります。

②生活クラブ農園

目的：農業塾のリピーターや連・支部等のグループで、自力で耕作し楽しむ実践の場を提供
農業塾生の人たちとも交流する機会も設け、新たな出会いの場も創出

指導者：なし、作付フリー（果樹や多年生品目以外） 期間：1年（2024年4月～2025年3月）

区画面積：個別単位区画 40㎡（4m×10m）×4区画～最大8区画

大規模単位区画 250㎡（0.25反）×最大3区画

参加費（税別）：個別単位区画：3千円、大規模区画：0.25反：1万円

対象者：全体募集を行ない応募多数の場合は抽選。 条件：年度末まで管理責任を負う

③販売用作付畑

事務局が管理し、デポーへの消費材供給や消費材原料化などを目的に作付けし、作付けから収穫までに組合員の参加を組み立てる（イベント）イメージとします。

④どんぐりヤマ

生活クラブの所有するヤマについても、どういう活用がよいか検討しながら活動をすすめます。

⑤ 地域連携

障がいをもった人たちや高齢になっても生き甲斐をもって活躍できる場を創出することをめざし、地域の様々な団体との協議会「カレイドスコープPJ（所沢農福商消連携協議会）」に参加して連携したり、地域の子ども食堂やフードパントリー活動にもつながりを持っていきます。

(4) ごみとCO₂の削減

① 3R 推進活動

グリーンシステム（Rびん、P袋、カタログの袋、牛乳キャップの回収）によるCO₂削減をすすめます。

- 「3R」 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再利用）
- 「グリーンシステム」 地球生態系のためのごみ減量システム
（ Garbage Reduction for Ecology and Earth' s Necessity ）の頭文字を取っています。

• 「Rびん」

Rびんは繰り返し使用できるびんです。

Rびんを1本使用することでCO₂が平均約250g削減されます。

回収率が90%未満の場合、再商品化費用が必要になります。

- 牛乳びんのフタとサイドスコア ゴミ袋に再生しています。
- P（ピッキング）袋 再度P袋に再生したり、プラ原料で使用しています。
- カタログ回収 自治体で回収する場合の「雑紙」の品質ではなく、より質の高い「家庭紙」の原料として再生されます。



詳細 連合会ホームページ「グリーンシステムビギナーズガイド」

② 展示用パネル「リサイクル」

B1版・3枚組、グリーンシステム、牛乳キャップ、ピッキング袋のリサイクルの工程をまとめました。



(5) 原発のない社会を目指す活動

CO₂の削減と共に、再生可能エネルギーの自給圏づくりをすすめ、原発に頼らない安全な社会を作ります。エネルギーの使用を「減らす」、再生可能エネルギーを「つくる」、「使う」を柱に、「自然エネルギー」*への共感を広げ、エネルギー問題について学習する機会をつくり、「生活クラブでんき」の利用をすすめます。

*「自然エネルギー」自然の力で定常的に補充されるエネルギー資源（同義語：再生可能エネルギー）

資料編30「生活クラブでんき推進のための資料」

①生活クラブでんきロゴとキャッチコピー

「生活クラブでんき」を電気や再生可能エネルギーを意識したことの無い層まで含めて幅広く認知を広げていくために、ロゴとキャッチコピーを活用していきましょう。

<ロゴ>



<キャッチコピー>

みんなで作る、つかう、つなぐ。

②でんき学習会（生活クラブエナジーおよびグリーンファンド秋田）

㈱生活クラブエナジー、または、秋田県にかほ市で生活クラブ風車「夢風」の発電事業・現地と首都圏の組合員をつなぐ役割を担う「グリーンファンド秋田」より講師を招いて、生活クラブでんきについて詳しく学ぶことができます。講師交通費（基本的に都内から）の実費は主催者負担です。

[関連書式 31](#) [詳細 資料編 31「省エネ講座メニュー」](#)

③省エネ講座

㈱生活クラブエナジーまたはグリーンファンド秋田より講師を招き、地球温暖化や家庭での省エネ、親子参加の工作など、親しみやすい8種類の講座や省エネ個別相談を開催することができます。講師料は2時間を限度に1回10,000円と講師交通費、ゲーム、工作キットなどの実費は主催者負担です。

[関連書式 31](#) [詳細 資料編 31「省エネ講座ガイド」](#)

③自然エネルギー基金助成

[関連書式 32](#)

[詳細 資料編 32「自然エネルギー基金規程」](#)

2024年9月～2025年2月の下期生活クラブでんき推進活動で活用します。単協上限10万円となります。ブロックや支部での活用を検討し、サステイナブル政策委員会で調整します。

(5月サステイナブル政策委員会で調整、エネルギー事業連合への申し込み7/8㍻)

④生活クラブでんきの生産者（発電所）交流会、見学会

グリーンファンド秋田（風車夢風）、会津電力、飯舘電力、その他各地の生活クラブでんきの発電所となっている市民電力との交流会・見学会を企画することができます。

[関連書式 33](#) [詳細 資料編 33「一覧・開催条件等」](#)

⑤ 関連資料

- ConceptBook 生活クラブでんきを使った生活提案
- 契約申し込みガイドブック
- 寸劇（台本付き）

詳細 事務局に問合せ



(6) 平和と民主主義の社会を目指す活動

全ての活動の前提となる平和活動を推進し、戦争、核兵器のない世界を目指します。平和な世界を次の世代につなげるための活動として、日本生活協同組合連合会主催の「ピースアクション」への代表派遣を行います。

1. たすけあい活動

【1】生活クラブのたすけあい活動

公的福祉が後退する今、協同組合には地域のセーフティネットの役割を果たすことが期待されています。それは誰もが安心して暮らし、対等につながり、互いにたすけあう社会を作ることもあります。

私たちは共同購入活動を通して組合員（消費者）の力を結集し、社会問題を解決してきました。同じように、たすけあい活動を通して組合員（生活者）の願いを結集し、福祉の課題を解決していきます。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる社会を目指し、たすけあい活動に取り組めます。

【2】生活クラブの福祉・たすけあい8原則

各地の生活クラブ、運動グループ、提携生産者が共有し、その地域に必要な機能を描き、「福祉の自給ネットワークづくり」を目指して、「生活クラブの福祉・たすけあい8原則」を定めました。

- 1：多様性
- 2：尊厳の尊重
- 3：参加型社会
- 4：働きがいのある人間らしい仕事
- 5：居場所づくり・役割づくり
- 6：子育て支援
- 7：介護支援
- 8：社会的孤立への支援

原則の詳細 資料編 40

【3】4つの「たすけあい活動」

生活クラブ埼玉のたすけあい活動は大きく分けて4つあります。

(1)「エコロ制度（おたがいさまのたすけあいと地域の福祉活動を応援するしくみ）」

エコロ制度を理解し、参加し、利用し、広めていく活動です。

(2)「共済(経済的支え合い)」

生活クラブ共済ハグくみ、CO・OP共済への理解を広げ、加入を増やして、制度と地域福祉をより良くしていく活動です。

(3)「地域コミュニティづくり」

誰もが大切にされ、安心して暮らせる地域を作るために何が必要か、考え、学び、行動に移していく活動です。

(4)「福祉事業（わ〜くわっく）」

生活クラブ埼玉は運動グループと共に、地域に必要な福祉事業に取り組んでいます。利用者や支援者として関わることで、組合員から地域へ安心を広げていく活動です。また、たすけあいを事業として展開する主体者を生み出していくことも大切な活動です。

2. エッコロ制度

毎月 100 円の会費で、おたがいさまのたすけあいと地域の福祉活動を応援するしくみです。組合員は会費を支払って制度に加入します。加入率 100%を目指しています。

【1】エコロ制度の目的

(1) 会員同士のたすけあい

エコロに加入している組合員が利用できます。

①くらしのサポート

日常生活での「ちょっと困った」をサポートします。

②組合員活動サポート

活動中の事故やケガ・消費材の破損の保障などと、家族の見守りなどのサポートをします。

③お祝い

出産と加入 30 年のお祝いです。

サポートの詳細 エッコロ制度ガイドブック

(2) たすけあいのまちづくり

「おたがいさまのたすけあい」を地域に広める活動を、エコロ会費で応援します。

①Tハウス

誰もが安心して集い、気軽に相談できる居場所を身近に作っています。

②生涯学習と地域交流

子育て支援や生活技術など、暮らしを良くする講座の開催や、地域での交流を支援します。

③エコロ基金

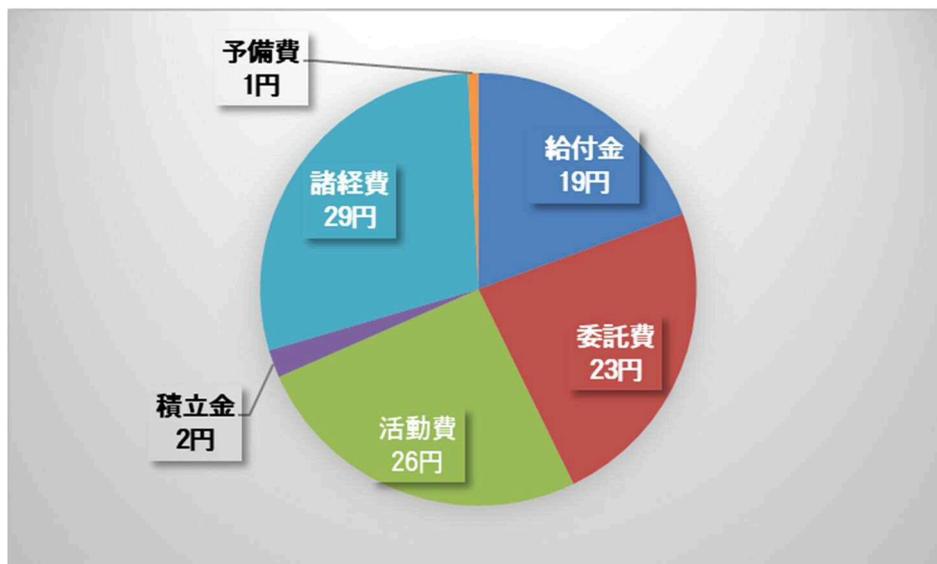
地域の課題解決に取り組むワークスを支援しています。

④エコロ制度を支える活動

サポート成立を助けるコーディネートや審査・給付に関する活動などを支えます。

【2】エコロ会費

(1) エコロ会費（100円/月）の使いみち 2024年度予算内訳



【3】エコロ予算

(1) 給付金

「くらしのサポート」「組合員活動サポート」「お祝い」への給付です。

(2) 活動費

<ブロック活動費>

①エコロ学習会

エコロ制度ガイドブックの内容についての学習会です。主催者が支部、または拠点（デポーを含む）を使って開催する組合員の場合、上限 5,000 円/年の補助があります。

②ブロック活動推進費

ブロックのたすけあい活動推進に関する予算です。

- ・各種交流会（エコロコーディネーター、エコロさん、よりそいサポーター、助成団体など）
- ・人材育成、くらし方講座（地域で気軽にたすけあえる人材育成や地域で安心して暮らしていくために必要な講座）、サポーターのスキルアップ講座、子育て関連講座など
資料編 11 大人の学校講座 資料編 43 C C S 講座
- ・集団託児用備品

③地域福祉創設費

新たなたすけあいグループ創設や地域コミュニティづくりを推進するための予算です。

- ・地域コミュニティづくりをすすめる活動費
(例) エッコロカフェ、災害時の備え、支え合いマップ作り、新たなたすけあいグループを生

み出す、エコロさんを増やす、ワーカーズを生み出す、おたがいさまのたすけあいを地域に広げる、出会いと居場所をつくる、葬儀学習会・見学会、若者おうえん基金助成団体との交流会、その他地域福祉を推進する活動。

④委員会活動費

エコロ福祉委員会の活動をサポートします。交通費、昼食費をエコロ予算から補助します。(ブロックが参加を求めた場合のエッコロコーディネーター、エコロさんの交通費、昼食費も含む。)

<全体活動費>

①エコロ制度推進費

- ・エコロさん手数料・通信費、エコロさん交流会（全体）開催費

- ・エコロさん※の活動費

会議費(茶菓子代、印刷代等)、会場費、交通費、通信費

※支部内でサポートを依頼する人とエコロサポーターをコーディネートする人。1支部に1人。

- ・たすけあいグループの活動費

会議費(茶菓子代、印刷代等)会場費、交通費、通信費

関連書式 40

エコロさん、たすけあいグループの詳細 エッコロ制度ガイドブック

- ・エコロさん※の活動費

会議費(茶菓子代、印刷代等)、会場費、交通費、通信費

※支部内でサポートを依頼する人とエコロサポーターをコーディネートする人。1支部に1人。

- ・たすけあいグループの活動費

会議費(茶菓子代、印刷代等)会場費、交通費、通信費

関連書式 40

②Tハウス推進費

よりそいサポーター養成講座開催費、Tハウス設置費・運営費、よりそいサポーター会議費

Tハウス連絡会（交流会・現任者研修）開催費

エコロさん、たすけあいグループの詳細 エッコロ制度ガイドブック

③子育て支援講座開催費

NPプログラム、ほめ*ほめ子育てトレーニング開催費

④制度経費

『生活と自治』リーディング費用、サポーター保険料

(3) エッコロ基金

エコロ会費 100 円の中から 10 円相当を積み立てた資金を原資として、地域福祉に関わる団体を支援する福祉基金として、たすけあいのまちづくりに生かしています。今年度もエコロ基金を活用し埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会とともに、たすけあいワーカーズの推進に取り組みます。

関連書式 50

①たすけあいワーカーズづくりのための交流会・学習会の費用補助

暮らしの中での困った出来事に解決の糸口を探したいときや、ワーカーズという働き方に興味を持ったときなどに、すでにワーカーズで働いている人との交流や、ワーカーズとは何か、といった学びの場などを持つことができます。所属の支部やブロックに相談してください。

②ワーカーズ連合会による、設立までの伴走支援に対する助成

ワーカーズに興味はあるけれど何から始めていいかわからない、といったときにワーカーズ連合会からの様々な支援を受けることができます。ワーカーズ連合会へ直接問い合わせてください。

連絡先：Tel/Fax 048-767-7511 メールアドレス：saitama.waakore@gmail.com

③新設および新規たすけあい事業に対する初期費用補助

たすけあいワーカーズとしてスタートするときや、今あるワーカーズが新たなたすけあい事業を始めるときに、初期費用を補助します。申請用紙を本部へ提出してください。

資料編 46 実施要項

(4) 委託費

エコロコーディネイト業務委託費、エコロコーディネイトワーカーズのエッコロ学習会費用、ワーカーズ利用補助制度業務委託費

(5) 諸経費

会議費、職員人件費

(6) 積立金

エコロガイドブック制作費積立

3. 共済（経済的支え合い）

自分たちに必要な保障を、より多くの組合員がたすけあうことで、制度改善し、たすけあいを本質とする共済に作り上げていくことができます。「もうひとつの消費材」としての「生活クラブ共済ハグくみ」と「CO・OP 共済」の意義と価値を学ぶ機会を持ち、加入をすすめます。共済について学び、共済の価値を伝えること、加入者を増やすことを事務局と連携してすすめていきます。

【1】共済推進活動

(1) 生活クラブ共済「ハグくみ」

- ①生活クラブ独自の共済で、生活クラブの組合員だけが加入できます。組合員の生活に必要な消費材の一つですので組合員活動ですすめます。
- ②特徴は、経済的たすけあいだけでなく、直接的サポートのしくみである「生活クラブ共済ケアサービス」を併設していることです。

- ③「生活クラブ共済ケアサービス」とは、地域のワーカーズ・コレクティブ等による生活・家事支援、入通院の付添いなどのサポートを一部自己負担無しで受けられる独自の取組みです。埼玉ではサービスを提供するたすけあいワーカーズの対応範囲を各地域に広めていきます。

詳細 資料編 41



(2) CO・OP共済

全国の生活協同組合の組合員 970 万人（2022 年度末時点）が加入している制度です。「自分の掛金が誰かの役に立つ」という組合員同士の助け合いのしくみです。組合員それぞれの状況に合った保障が選べます。

(3) 共済推進のためのツール

- ・骨密度測定器、乳がん触診キット、ハグみちゃん着ぐるみ、コーすけ着ぐるみ、ぬいぐるみが共済推進のイベント等で活用できます。

※費用はかかりません。申し込みは事務局へ

- ・生活クラブ共済ハグくみとCO・OP共済のホームページにはペーパークラフトやぬりえなど、ダウンロードして使えるツールがあります。共済推進のチラシ等に活用しましょう。

※チラシは共済連による記載内容の確認が必要な場合があります。配布前に事務局に問い合わせてください。



【2】共済推進のための学習会

(1) ライフプラン講座（オンライン開催可）

共済の価値を学ぶ場として「ライフプラン講座」の開催をすすめます。この講座では、共済加入推進や保障の見直し相談を行います。健康で元気に暮らすことや、生きがいを持って幸せに暮らすために必要な保障、人生の節目の計画やその裏づけとなる資金計画を学ぶことを目的に開講をすすめます。

定番講座…（例）我が家の保障・意外に知らない損害保険・子育て世代の家計管理・プラチナ世代のライフプラン等

オプション講座…（例）自分で作る iDeCo・投資信託の仕組み・防災ワークショップ等

ゲーム…小学生向けマネーゲーム・おとなのライフプランゲーム

スキルアップ講座…（例）活動に役立つ話し方講座等

- ・地区・支部・ブロック・委員会主催で、参加者 5 人以上（員外含む）で開催できます。

- ・講師は「生活クラブFPの会」(以下FPの会)から派遣されます。講師料は無料です。
- ※講座後、個人相談も設定できます。40分(無料)(申込時に個人相談の募集をするか記入)
 埼玉独自の福祉推進部職員による保障の無料相談は通年で利用できます(以下QRより申込)。
 組合員個人がwebから申込できます。LP講座後に案内するなど、活動を相談に結びつける手段のひとつとして活用してください。

講座内容 資料編 42



※参加人数、共済加入状況に応じて開催費用の補助があります。

関連書式 42 詳細は事務局にお問い合わせください。

《講座についての問合せ先》

ワークス・ルキア 生活クラブFPの会

(メール) tomoko-fujii@mx10.ttcn.ne.jp (事務局 藤井智子)

(TEL) 03-5285-1865 (FAX) 03-5285-1864

手順	詳細	スケジュール
講座テーマを決め、ライフプラン講座申込書をセンターへ提出	複数候補日を設定→後日、FPの会から結果連絡 オンライン開催の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・講師の参加場所は配信会場または自宅。(講師と要相談) ・サテライト会場を設ける場合は、会場のwi-fi環境、貸出用プロジェクター・貸出用スクリーンがあるか貸出し金額も確認する。(会場に貸出用がなければセンターに貸出し可能か確認する。) ・当日パソコンを扱える担当者を決めておく。 	3か月前
会場の確保 チラシの作成	託児を設ける場合は託児場所を確保する。その他はエコロ 制度ガイドブック参照	3か月～ 2か月前
FPの会の担当者と連絡先の交換 詳細、打ち合わせ	予定人数、会場案内、講師の交通手段に応じ、駅から送迎する場合はその打ち合わせ、主催者側で準備する物など オンライン開催の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・当日の流れを事前に打ち合わせておく。 ・参加人数が確定したら講師に連絡する。 ・ホストは主催者が実行する。講師に共同ホストを頼む場合は事前に相談する。 ・2週間前までに当日資料をセンターに送信してもらう。 ・事務局に当日のZOOM予約を依頼し、ZOOMのID/パスワードを参加者に配信してもらう。 ・事務局に当日資料・参加者アンケートを配布依頼する。 	2か月～ 1カ月前
参加者・託児依頼者の確認	チラシ締め切り日にセンターにお問い合わせ、参加人数、託児依頼者状況を確認	1か月前～ 3週間前
お茶菓子の注文 (領収書必須)	条件を満たす場合補助が出ます。お茶菓子等に充てられます。	2週間前～ 1週間前
イベント保険の申請	参加予定人数、スタッフ、託児の子ども、サポーター、講師など全ての人数で提出(本部)	1週間前～ 前日
当日：会場セッティング	準備するもの：参加者名簿・参加者アンケート・ <u>開催報告書</u> ※・	当日～

<p>オンライン開催の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライト会場機材セッティング ・ホストは30分前にZOOMルームを開き音声チェックをする。 	<p>資料・カメラ・お茶菓子</p> <p>※講師の振り返り欄を必ず、<u>当日</u>講師に書いてもらう。</p> <p>オンライン開催の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師の振り返りのコメント、LPA ナンバーをメールで送信してもらえよう依頼する。 ・QR からアンケート返信できるが、できない方はアンケート用紙を次週配達便にて提出するようお知らせする。 	速やかに
<p>終了後：提出書類をセンターへ提出</p>	<p>開催報告書、チラシ、講座風景写真(オンラインの場合は不要)、参加者名簿、主催者アンケート、領収書(お茶菓子を用意した場合)をそろえ提出</p>	終了後～速やかに

(2) CO・OP火災共済学習会

近年多発する自然災害に備えるために、生活クラブではCO・OP火災共済・自然災害共済を取り扱います。制度内容の理解を深めるために、学習会を開催します。

- ・地区・支部・ブロック主催で、参加者5人以上(員外含む)で開催できます。
- ・平日10:00～17:00に設定してください。説明に要する時間は30分程度。(質疑応答除く)
- ・講師はこくみん共済CO・OP(全労済)から派遣されます。講師料は無料です。

※学習会の費用と講師の交通費は不要。参加者交通費の補助はありません。会場費は主催者負担。

関連書式 41 ※第3希望まで記載し、開催4週間前までに申請(生活クラブ本部福祉推進部あて)

(3) SSカフェ(ソーシャルセキュリティカフェ：社会保障について知る機会)

社会保障制度を生活に役立てるために、気軽に学ぶ場として開催をすすめています。社会保障制度は、生活を守るセーフティネットの機能を持っており「社会保険」「社会福祉」「公的扶助」「公衆衛生」があります。社会保障を知ること、地域福祉や共済に関心を持つきっかけとします。30分程度の内容なので様々な講座企画に合わせて開催してください。

※申し込みは事務局へ(講師は事務局が担います)。

4. 地域コミュニティづくり

【1】子どもと子どもに関わる人の支援

(1) NPO法人コミュニティケアクラブ埼玉(※以降CCS)子育て・子育て支援講座

CCSの講座を活用し子育て世代の仲間づくりをしながらポジティブな子育てのスキルを学びます。子育て世代の活動参加に有効であり、また員外参加者が生活クラブに加入する機会としても実績があります。オンラインで開催できる講座もあります。

- ・基本的には支部が主催、ブロックは積極的に支援します。
- ・ファシリテーター(進行役)・講師の謝礼と交通費、会場費はエコロ予算(全体活動費)から補助されます。ファシリテーター・講師との打ち合わせ等にかかる費用と事務用品費等は支部

負担です。

- ・講座の手配は、事務局へ依頼してください。

関連書式 45

詳細 資料編 43・45

①NPプログラム（オンライン開催可）

1980年代にカナダで生まれた子育て中の親のための支援プログラムです。0～5歳の子どもの親がグループの中で互いの体験や不安を話し合うことによって、子育てのスキルを高め、自信を取り戻していきます。ファシリテーターは、一人ひとりの価値観を尊重しながらプログラムを進行し、講座終了後も参加者同士が子育て仲間としてつながっていくよう支援します。

- ・参加対象・・・0～6歳の子どもの保護者10名前後。原則として全回参加できる方。
- ・回数・・・2時間×6回＋アフタープログラム、体験版があります。
- ・NPプログラム本企画（体験除く）で使用する茶菓子は、プログラム目的の中にある「リラックスし、和む」ための必要な道具であることを前提に、基本は参加者から500円を徴収し、主催者が茶菓子を用意します。主催者は、7回目のアフタープログラムで、生活クラブとして利用を呼び掛ける消費材を用意するなど、事前にファシリテーターと打ち合わせておきましょう。500円の配分はNPプログラム6回分を基本とし、7回目のアフタープログラムの茶菓子については参加者の状況を見ながら相談して決めましょう。

②ほめ*ほめ子育てトレーニング（オンライン開催可）

親子のコミュニケーションを良好にする効果的な子どものほめ方・叱り方を、ロールプレイを使って学びます。肯定的な働きかけによって子どもに伝わりやすく、親の負担感を軽くする方法を身につけます。

- ・参加者対象・・・3～9歳（16歳頃まで対応可）の子どもの保護者10名前後。原則として全回参加できる方。
- ・回数・・・1時間45分×7回、体験版があります。
- ・主催者はパソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードを用意してください。

③上記以外の講座

- ・CCSでは、上記講座以外にも子育てに関する講座があります。

例：育自の魔法、思春期の子どもを持つ親のための子育て講座、託児サポーター講座等。

（2）その他の子育て講座

- ・他の団体、個人、行政の方などを招いての講座も企画できます。

（3）支援活動

①子ども食堂

- ・子ども食堂は、成り立ち等も含め様々な思いがあり地域性もあることから、自由な活動として地域コミュニティでの自立と自主性が重要と考え、生活クラブが組織化することは必要ないと判断しています。しかし、現状では生活クラブの支援を受けているところや、拠点等で開催しているところもあります。拠点で子ども食堂を実施する場合、以下を確認してください。
- ・子ども食堂等を開催する時は、食品営業許可やイベントなどの臨時出店届が必要な場合がある

ので、各保健所に相談して必要な手続きを行いましょう。

- 生活クラブ（支部）が子ども食堂等を開催する場合、また生活クラブの施設を使って子ども食堂等を開催する場合は、生活クラブへの届出をしてください。営業活動は不可ですが、無料もしくは実費程度の参加費で実施してください。 **関連書式 46**

主催	保健所への対応	生活クラブ施設使用	外部の施設使用	生活クラブへの届出
支部等（Tハウス、連も含む）	主催・共催する場合は保健所に相談する。（臨時出店届けや営業許可）	無料もしくは実費負担程度の参加費であれば、多様な世代の居場所のひとつとして、「子ども食堂」を認める。	保健所への対応必要。営業活動は不可。左記に準ずれば可。	ブロック会議への届出が必要
他団体	各団体で判断		各団体で判断	生活クラブ施設を使用する場合、ブロック会議への届出が必要

②生活クラブフードバンク

- フードロスの削減と食を通じたコミュニティ形成支援を目的にした生活クラブ独自のしくみです。飯能デリバリーセンター（飯能DC）にて、組合員へ供給できない在庫品を支部が関わる福祉活動に活かします。
- 支部や運動グループが開催している子ども食堂、困窮者への配食等に活用できます。

※利用したい支部はセンター事務局にお問い合わせください。ブロック会議で承認後、利用できます（2023年度は、利用団体としての登録希望に対し、生産者からの提供品が少ないことなどから新たに利用団体を追加することができていません）。

③若者おうえん基金

児童養護施設や里親など、なんらかの事情があって「社会的養護」と呼ばれる公的な支援のもとで育った子ども・若者たちが、社会の中で自らの力を発揮して生きていくことを応援するために、東京・神奈川・埼玉の生活クラブで首都圏若者ネットワークと連携して基金を創設し、伴走支援を行う団体に助成を行っています。

学び、働き、暮らす上でさまざまな困難に直面している若者たちの現状を知り、彼らに伴走支援する身近な団体をさらに応援できるよう、ブロック・支部で交流会を開催しましょう。

関連書式 51

【2】 学びの場をつくる

①地域で安心して暮らしていくために必要な講座

世代を問わず安心して暮らしていくための学びの場を設けます。

開催にあたっては運動グループの講座や外部講師を活用できます。

- CCSや大人の学校でさまざまな暮らし方の講座を開催していますので活用しましょう。
- CCSの介護技術講座が活用できます。

内容：地域や家庭で介護に携わっている人を対象にテーマを絞って介護に関する技術を勉強します。福祉関連の専門学校の講師にお願いします。

参加者が用意するもの：大きめサイズで伸縮性のある長袖の上着（かぶりタイプ&前開きタイプ各1）・汚れてもいい服装

費用：講師謝礼 25,000 円+交通費 CCS コーディネート料 5,000 円

関連書式 45 詳細 資料編 11・43・45

②葬儀学習会・見学会

元気な今だからこそ考えられる自分らしい葬儀や大切な方の葬儀を学習できます。

諸手続きの説明及び葬儀の流れ、生活クラブ葬「ゆうなぎ」、エコ棺紹介など、生活クラブ・スピリッツ（株）終活サポート事業部の職員がわかりやすく説明します。

- ・地区・支部・ブロック主催で、参加者 5 人以上（員外含む）で開催できます。
- ・通常は 2 時間程度の内容ですが、30 分の短縮版も可能です。
- ・一般のセレモニーホールを利用した開催もできます。
- ・「生活クラブ葬 生前予約」の内容も盛り込めます。

生前予約とは、その名の通り、生きているうちにお葬式の予約をすることです。本人が存命中に、本人とその家族の意向を尊重しながらお葬式の場所や人数、演出などを事前に決めることで、もしもの時も慌てずに納得のいくお葬式を執り行うことができます。

希望する場合は、申込書の「その他」欄に記入してください。

* 樹木葬墓地見学会の申請も「葬儀学習会」申込書にて申請できます。

- ・終了後は、報告書を提出してください

関連書式 47 詳細 資料編 44

《講座についての問合せ先》

生活クラブ・スピリッツ（株）終活サポート事業部 0120-098-325（24 時間受付・年中無休）※生前相談や問合せは 月～土 9：00～17：00

【3】居場所とつながりをつくる

(1) Tハウス

①Tハウスについて

Tハウスの「T」はお茶のT、たすけあいのTです。Tハウスは誰もが安心して集い、気軽に相談できる居場所です。暮らしの中の「ちょっと教えて」「困ったな」について話を聞き、一緒に考えます。寄り添って、分かる人や機関につなげます。

- ・Tハウスはよりそいサポーター 1 人以上でスタッフも含めてグループで活動し、支部と連携（協働）します。
- ・支部は「Tハウス設置申請書」「設置時補助申請書」「Tハウス開催報告書兼補助申請書」が提出された際には、確認します。情報共有を図り、Tハウスが拾い上げた「つぶやき」から社会課題を見出し、行動することで社会を変えていくこと（ソーシャルアクション）こそが、生協として私たちが居場所をつくるもう一つの意義でもあります。
- ・Tハウス設置時補助（新設時上限 5,000 円）、開催時補助（上限 3,000 円/月）があります。

関連書式 43（支部は提出時の確認必須） 資料編 45

②よりそいサポーター

よりそいサポーター養成講座を修了した組合員のことで、「Tハウス」を開催、運営します。

また、「困ったな」「あったらいいな」「ちょっと教えて」などの相談にのり、解決策の分かる人や機関につながります。よりそいサポーターは問題解決する人ではありません。当事者と地域をつなぐ接点を作る人、つなぎ役です。そして、つなぎっぱなしではなく、(機関や人)につながったかどうかを見守ります。

③よりそいサポーター研修と支部との連携

- ・全体でTハウス連絡会（よりそいサポーター現任者研修と交流会）を開催します。
- ・ブロック内のよりそいサポーター交流会・研修会を開催します。
- ・よりそいサポーターが呼びかける、Tハウス開設や運営の課題解決のための会議に、会議費（茶菓子代、印刷代等上限1,000円/月）、会場費、交通費を補助します。

関連書式 44

詳細 資料編 45

(2) エッコロカフェ

地区・支部・ブロック・専門委員会はエコロ予算の地域福祉創設費を使って、エコロカフェを開催できます。エコロカフェでは地域の課題を見つけ、課題解決に向けて、地域の人たちも含めて気軽に話し合うことができます。エコロカフェを通して、災害時や困ったときに助け合える関係を地域に作りましょう。

【4】共に考え行動する

(1) 自治体との見守り協定

- ・自治体と協定をすることで地域の組合員や配達職員による見守り機能の充実を図ります。
- ・「誰もが安心して、住み続けられる地域づくり」の実現のため、地域における住民同士のお互いさまによる助け合いを基に、地域内の見守り機能の充実を図ることを目指します。
- ・支部を主体にした活動として、「エコロカフェ」や地域協議会等のテーマとして話し合う中で、地域の見守り機能の必要性を確認し自治体への働きかけを行います。締結後、各自治体で開催される連絡会等へは、支部メンバーが出席することが原則です。各支部の活動は、ブロック会議（またはエコロ福祉委員会）を通じて、たすけあい政策委員会で情報共有します。
- ・協定に関する行政との手続きについては、支部がブロック事務局と連携して行います。協定締結の判断はブロック会議とし、役員による「協議・決裁書」事項で承認します。理事会には「総務報告」で情報共有します。

(2) 高齢者・障がい者のための相談窓口（リーガルサポート）

- ・組合員の困りごとに対して専門家へつなげる相談窓口を生活クラブ共済連に設置しています。
- ・組合員と家族で高齢者・障がい者の方からの、成年後見人制度・財産管理・介護契約・サービス不服申立・遺言作成等に関する相談を受け付け、生活クラブと連携をとる埼玉弁護士会の担当弁護士を紹介します（弁護士相談は有料）。

受付：毎週木曜日 10：00～16：00 電話番号 03-5285-9031

5. 福祉事業（わ〜くわっく）

【1】わ〜くわっくの定義と理念

〈2023年度たすけあい政策委員会策定〉

どんな時も「当事者の気持ち」に寄り添い共に考え行動し、どんな立場でも「その人らしさ」が尊重される福祉事業を实践する「わ〜くわっく」の定義と理念を定めます。

- ・ 定義：生活クラブが事業主体または事業化した福祉事業を「わ〜くわっく」とします。
- ・ 理念：エコロ制度を通じて創り出した「おたがいさまのたすけあい」を基盤とし、組合員がしあわせに暮らし続けられるサステイナブルな社会を、「生活クラブ福祉・たすけあい8原則」を基に“わ〜くわっく”によって実現します。

【2】わ〜くわっくについて

わ〜くわっくの様子は単協 HP から見るができます。

見学の問合せ・申込みは本部福祉推進部 048-424-2763 まで。

（1）「わ〜くわっく北本」（居場所事業）

北本生活館において生活クラブ埼玉が、福祉事業「みんなの居場所 わ〜くわっく北本」を行っています。運営は「特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ てとて」に委託し、飲食提供・ミニデイ・教室・親子のひろばなどを実施しています。

新規居場所事業開発や、ワーカーズ・コレクティブてとて独自事業と協同し、地域に貢献することを目指しています。

- ・ 社会課題や解決のための提言を発信し、研修受け入れなど、福祉に関わる人材の育成にも取り組んでいます。
- ・ 生活館における居場所機能の発展に向けた「まちコーディネーター」の2024年度導入について検討しています。
- ・ 「わ〜くわっく北本」の見学ができます。（2時間を目安）

[関連書式 49](#)

（2）「デイホームわ〜くわっく」（介護保険事業）

「デイホームわ〜くわっく」は、高齢、障がいがあっても、今まで通りの暮らし方をしたいという組合員の想いで、1995年8月組合員の利用事業として始まり、2001年から介護保険事業に参入しました。

- ・ 地域に住む生活者が、その地域で必要なサービスをつくり、自分たちで運営し、さらに自分たちが利用する市民参加型の福祉事業を目指してきました。
- ・ 2019年4月より、「わ〜くわっく狭山」「わ〜くわっく草加」共にCCSが事業主体となりました。地域福祉の拠点となり、介護保険事業を中心とした事業運営をすすめています。

①「わ〜くわっく狭山」

CCSが運営し、介護保険（通所・居宅）事業を実施しています。

②「わ〜くわっく草加」

CCSが運営し、介護保険（通所・居宅）事業、生活サポート事業を実施しています。

(3) わ〜くわっく「花グループ館」(草加市介護予防・日常生活総合事業通所型サービスB)

2017年4月より草加市より介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービスB)の事業指定を受け開所しています。草加支部くらぶルームで実施し、組合員活動で運営されています。毎週金曜日にお茶会などを行っています。

6. エッコロ福祉委員会の活動

ブロックに設置するエコロ福祉委員会は、ブロック内でのたすけあい活動を担い、総代会およびブロック大会議案書に則り、たすけあい政策を実行します。

- ①エコロ制度の周知、加入促進、利用推進
- ②共済(ハグくみ、CO・OP共済)の周知、加入促進、利用推進
- ③Tハウスの設置推進、情報共有
- ④地域課題の発見、共有、解決に向けた活動および交流、学習、研修等の実施
- ⑤わ〜くわっくの周知、利用促進
- ⑥支部や連が実施するたすけあい活動のサポート
- ⑦エコロ事由審査
- ⑧その他政策実行に必要な活動

1. デポー活動

(1) デポーの考え方【構想】

組合員が増えれば“まち”が変わる。“まち”が変われば社会が変わる。おおぜいの組合員や生産者、地域の人たちとの様々な出会いから新しい可能性を生み出し、また出会いの場が増えます。組合員が増え、出会いが増えることは、人のつながりをも広げることができます。地域社会に貢献する活動拠点としてデポーはあります。

デポーの取り組みでは「デポーはまちづくりのスターター」を合い言葉に、仲間とともに夢を描き、未来を開く始まりとなることを期待します。

*デポー (DEPOT) …仏語で「倉庫・荷さばき所」という意味です。自分たちに必要なものを分けあう場所、生活クラブのお店です。

(2) デポー共同購入

- ・共働き世帯、高齢者の単身世帯・夫婦のみ世帯が増加しています。都合の良い曜日、時間で消費材を購入することができるデポーが必要です。デポーは店舗購入を希望する人への新しい参加チャンネルです。
- ・デポーならではの独自消費材（惣菜、鮮魚、地場農産物など）を取組んでいきます。地域生産者のチャレンジ生産品や地場農産物の取組など実験的な取組も追求していきます。
- ・生活クラブを多くの人に知って貰い、わかって食べる人を増やす必要があります。学びの機会やアピールの場としていきます。

(3) デポー運営の主体は組合員です

- ・組合員ひとり一人が主体的に関わり、つくりだすことで帰属意識が生まれます。おおぜいの組合員の手によってつくり上げるデポーを目指しています。
- ・デポーを通じて出会い、学ぶことにより組合員活動に参加する組合員を増やしていきます。
- ・お店の特徴を活かして、地域の共同購入をより豊かに展開するものです。運営や活動、業務も地域の組合員が中心となって取り組んでいきます。業務は主に組合員を中心としたデポーワーカーズが担います。
- ・ワークシステムは、組合員が主体的に運営参加する仕組みです。ワークに参加する組合員が増える事で、デポーの運営を支え、地域でのデポーのあり方を一緒に考え、活動を豊富にできる原動力になると考えています。ワークシステムに参加した組合員へは削減された経費を還元します（*）。ワーク登録はデポーを利用する組合員に限ります。ワークの内容は、フロアへの荷出しや年末年始の予約品の受け渡しなどがあります。

*一人当たり1か月の参加時間の上限は20時間とします。

*1時間(相当)の参加で400円の経費還元とし、1日上限を2時間に設定します。

- ・共同購入のスタイルは異なりますが、「出資・運営・利用」は班・個配の組合員と同じです。積立増資、エコロ制度、生活と自治の購入に取り組みます。
- ・デポーはデポー組合員で構成する自立した組織をつくります。デポー大会を開催し活動方針を

決定し、デポー支部運営委員会を設置して運営します。ブロックはデポー支部、ブロック役員、デポーワーカーズ、事務局でデポー委員会を運営します。

(4) 利用結集（デポー独自）

①デポー交流会

生産者を招いての、フロアでの交流企画、集会室での交流会（プラス試食会）を行います。

名称	企画種類	内容
デポー交流会	デポーフロアキャンペーン	フロアへ来所した組合員等を対象とした交流企画
	デポー集会室交流会	組合員スペース・その他の会場等で座学を中心として行われる交流企画
	デポーフロアキャンペーン &集会室交流会	上記ふたつを組み合わせた交流企画

消費材と生産者の理解を深め、利用する仲間を増やす企画です。その企画時にワーカーズへの学習会を一緒に行うこともできます。

*生産者に対して「消費材の規格情報」「市場動向・業界情報」「安全性に関する情報」「提携の歴史」等、事前資料を要請することができます。

*交流会にかかる消費材代（共同購入注文やデポーで用意するか生産者からの買取りか確認）、会場費、備品等は、主催者が負担します。

②生産者交流会、生産者見学会、講習会等と利用結集ツールについては共同購入活動での記載（P36～）を参照。

(5) デポー年末年始特別企画予約活動（クリスマス正月用消費材）

- ・店舗型共同購入のデポーの組合員にとっては、予約して共同購入することを体験できる大切な機会です。1人でも多くの組合員が予約することで、年末に於けるフロアの混乱、欠品・過剰在庫をなくすと同時に、生産者が計画的に原料確保と製造を行えます。又お目当ての消費材を確実に手にいれることができます。
- ・予約活動を前もって計画します。予約目標人数と目標金額を決めて、試食（サンプル発注）、アピール等の企画を複数曜日でを行います。

1. ブロック補助・全体補助（負担）とは

生活クラブ生協の活動を行うにあたり、ブロック・全体から補助される活動費があります（下記以外にも、年度途中でブロック会議・理事会からの提案で補助されるものもあります）。

【組織活動のブロック補助・全体補助（負担）】

区分	項目	補助内容	適用条件
ブ ロ ッ ク	地区・支部大会会場費	全額実費	領収書添付
	地区・支部運営委員会 会場費・交通費	全額実費	領収書添付 徒歩・自転車には払わない
	支部での打合せ会場費・交通費	全額実費	領収書添付
	支部運営委員会 昼食費	上限 800 円（税込）実額補助 ※月 1 回（2 回目以降は組合員活動費で費用補助 ※支部が認めた組合員も補助対象とする。	領収書添付 ※12 時をまたがる場合のみ
	機関会議	交通費・昼食費	対象：支部運営委員会が認めた組合員 2 名まで
	支部運営委員研修	交通費・会場費・昼食費（上限 800 円（税込））全額実費	期間；3 月～6 月末までの研修に限る。 対象：支部運営委員会が認めた組合員
	新支部運営委員交流会	交流・親睦会費用 （1 人上限/2,000 円 合計上限/（支部運営委員数+ブロック役員 1 名）×2,000 円） ※運営委員会、運営委員研修と同日開催の場合、委員会、研修の昼食補助はない。	期間；3 月～7 月末までの交流に限る 対象：支部運営委員会が認めた組合員 ※ 支部運営委員以外の費用は支部活動費から支出する。 ※交流会中に個人が食する食事代に限る（オンライン参加含む）
	組合員活動費	拡大・新規加入者対応・利用結集・まちづくり活動・組織運営に対して、12 月末の支部組合員×300 円（1,000 円切り上げ）で実費補助する。（上限 40 万円、 下限 8 万円 ） ※補助額は状況に応じて年度毎に変動します。	領収書を添付する。 ・内容が分からない費用、人件費的な費用、くらぶルーム費用は認めない

区分	項目	補助内容	適用条件
ブロック	組合員活動費追加予算	組合員活動費の使用状況に応じて組合員活動費を追加します。	支部運営委員会で承認後支部運営委員長が申請する。 ブロック会議で申請承認に限る。
	イベント補助予算	ブロック・支部活動の費用補助 ・支部組合員活動費予算で賄うことができないものに活用する。 ・ブロック会議で提案承認とする。	・支部運営委員会の承認後、ブロック会議へ提案し承認を得る
	ブロック活動サポート	ブロック依頼のチラシデザイン・学習会講師等。活動補助として上限 3,000 円までの消費材費用を申請することができる。	ブロック会議で確認する
全体	拠点組活動費	右記条件を満たしている拠点に設置されている全ての組に対して組供給高の 0.5%	・実利用 25 人以上の組×2 つ以上設置されている拠点(生活館・くらぶルーム)
	班・組結成サポート	班・組を新規結成した際、その準備にかかる経費(受け取り容器・はかりの購入実費など)を補助	・新規加入者あるいは個別配送からの移動者を含む 4 人以上で新班結成の場合、上限 10,000 円 ・新規に 15 人以上で組を結成した場合、組運営のスタート準備経費 上限 40,000 円 関連書式 4
	組活動費	実利用 15 人以上、月利用高の 1.5% 実利用 25 人以上、月利用高の 2.0%	・組として申請している 関連書式 4
	ブロック役員に対する費用実費弁済	活動にかかる費用実費全額・委任料	・ブロック役員経費として申告する
	理事に対する費用実費弁済	活動にかかる費用実費全額・委任料	理事経費として申告する
	監事に対する費用実費弁済	活動にかかる費用実費全額・委任料	監事経費として申告する
	連活動補助費	年度上限 10,000 円 申請金額は代表者の口座に 5 月の集金相殺で支払われる	・組合員 3 名以上、12 月末までに支部委員会承認を受けたグループ ・領収書添付：実費 補助費申請期間 2 月～3 月 関連書式 9

ブロック・全体補助（負担）

申請書には領収書・配達明細書等を添付し、事務局へ提出する。

1. ブロック

支部・地区運営委員会費用(昼食代、交通費、会場費、研修費等)、組合員活動費(各種イベント費用、通信費等)、機関会議費用(ブロック企画・会議・消費・サステイナブル・エコロ福祉・テポー委員会)、拠点費用(家賃・水道光熱費・保険料等の支払は本部事務局)、テポー推進費(テポー設置ブロックのみ)etc

2. 全体補助(負担)

班・組結成サポート、組活動費、拠点組活動費、「連」活動補助費、ブロック役員経費etc



現金はブロック会議参加者が受領してくる。交通費は基本、各個人へ集金相殺。

支部活動費

・現金(口座)で支部にある!

・組合員活動費で申請できない費用

前年度からの繰越金
+
5月末 集金分



支部銀行口座＝現金

※他にブロック予算で補助が提案されることもあります。

※たすけあい関連の補助については資料編 45 を参照してください。

2. 2024 年度組合員活動費マニュアル

【1】組合員活動費

(1) 限度額

申請して受け取ることができる金額は、各支部の組合員活動費限度額（12月末の支部組合員数×300円（1,000円切り上げ）で実費補助する（上限40万円 下限8万円））。

※組合員活動費限度額は、毎年4月1日～翌年3月31日の期間で締め切り、年度末に組合員活動費限度額に申請残高があっても次年度へは繰り越せません。

(2) 申請できる費用

組織拡大活動、利用結集活動、まちづくり活動、たすけあい活動、組織運営に関係するすべての費用を申請することができます。

料理講習会費用（材料費、会場費、講師謝礼、紙コップやラップなど）、学習会や講演会の費用（会場費、講師謝礼、資料代、昼食費など）、会議の資料のコピー代、研修参加費、会議の茶菓子（消費材の試食を含む）、通信費、交通費（公共交通機関を利用した場合の実費）など。

(3) 申請できない費用

前年度分の費用、人件費的な費用、くらぶルームの費用、自転車や徒歩に対する交通費、販売目的で購入した費用、全体負担されるもの。

※まつり等の販売目的で購入した消費材などについては、支部・地区活動費の中から支払う。

【2】申請方法と支払方法

各支部は、組合員活動費申請書（書式 60-1）を作成し、領収書を添付して毎月ブロック事務局（各センター）に提出してください。現金で支部運営委員会に支払われます（職員が申請書を受け取り、次月運営委員会時に支払うか、ブロック会議時に支払う）。ただし、交通費（書式 60-）については、集金時に指定組合員の共同購入代金の引落とし金額と相殺して支払われます。

申請書（書式 60-1）は、支出がない月も0円を記入して提出してください。

(1) 申請書の書き方 A～Jは申請書の欄を表します。詳細は資料編 50 をご覧ください。

A：支部名、代表者を記入し、代表者が押印してください。実際に申請書（書式 60-1）を作成するのは会計を担当している委員という場合が多いと考えられますが、代表者は支部代表（支部運営委員長）とし、支部代表（支部運営委員長）が確認するという意味で押印をしてください。

B：限度額の欄には4月に各支部の限度額を記入し、5月以降は、前月の繰越金額を記入してください。

C：日付は領収書と一致させてください。

D：活動内容、企画名、摘要欄はいずれも空欄のないように記入してください。

E : 「軽減 8%」と「10%」(酒類・外食含む)に税率ごとに分けて記入し、その合計を支出計として記入。領収書の番号と一致させてください。

☆組合員活動費補助限度額を超過した場合は、現金申請超過分でマイナス計上してください。

F : 添付した領収等の原本が「**電子データ**」の場合は「**○**」を記入してください。

G : 支出の合計額を計算して記入(「食品」・「食品以外」それぞれの合計も)してください。

H : 交通費は、別途とりまとめた交通費申請書(集金相殺用: **書式 60-2**)の合計額を集金相殺の欄に記入してください。

I : 集金相殺の合計額を計算して記入してください。

J : F と H を転記し、その合計額を記入してください。

(2) 領収書類についての注意

①組合員活動費申請書(**書式 60-1**)に記載した支出については、領収書類添付(**コピー不可**)が必須。領収書類のないものは申請できない。

②領収書類は総額ではなく、内訳のわかるもの(レシートなど)とする。また、領収先の住所・氏名が記載されていることが必要。

③個人的な買い物とは別の領収書類とする。

④生活クラブの消費材を使用する場合、できるだけ支部や地区の OCR を使い、その引落通知書を領収書類として使用する。組合員の個人引落通知書を使用する場合は、使用したものがわかるように印をつけて内訳がわかるようにする事。デポ購入分については、レシートを添付する事。

⑤添付する領収書等の原本が電子データの場合、別途、原本である電子データを事務局に提出すること。**詳細は【4. 「電子帳簿保存法」改正に伴う経費精算について】を参照。**

⑥領収書類は、A 4 の別紙に組合員活動費申請書(**書式 60-1**)に記載した領収書番号と同じ番号を書き、順に並べて貼付して組合員活動費申請書に添付する。

詳細は資料編 39 をご覧ください。

※「電子帳簿保存法」「インボイス制度」に関する注意事項は 4・5 を参照

(3) 交通費の申請について

- ・交通費を申請する場合は、「交通費(集金相殺用)申請書(**書式 60-2**)」を添付する。
- ・「交通費(集金相殺用)申請書」には、参加した各組合員に経路と利用交通機関(バス、電車、自家用車など)及び交通費(往復代金)を記入してもらう。
- ・活動費申請書(**書式 60-1**)には、交通費を申請する人全員の合計額を記入する。

(4) 通信費の申請について

- ・通信費申請書(**書式 60-3**)は一人1枚作成し、支部名、地区名、名前を記入し、押印する。
- ・通信費の額は、固定電話・携帯電話は1分の通信につき20円、ファックス・メールは1通の通信につき20円、データ量に上限がある回線(モバイル回線)を使用した場合は1分の通信につき10円として使用数を掛けて料金を計算し、合計額を記入し申請する。
- ・活動費申請書(**書式 60-1**)には、通信費を申請する人全員の合計額を記入する。

3. マイナンバー制度に伴う「講師料・謝礼」の取り扱いについて

【1】学習会・講演会・講習会等の講師への対応

- (1) 学習会等の個人への講師謝礼に対しては源泉所得税が発生します。支部・ブロック・全体・その他(連・エコロひろば等)で開催する学習会等で講師依頼をする際は、先方に個人 or 法人として講師を受けるのかを確認のうえ、個人に対して講師謝礼を支払う際は源泉所得税を含んだ領収書を受け取るようにして下さい。(詳細は【2】の「-講師料・謝礼が発生する際の処理方法-」参照)
- (2) 毎年、本部総務部にて年始に支払調書を作成し税務署へ提出しています。講師一人一人の年間講師料の金額によって支払調書が必要になる場合と不要になる場合が発生します。マイナンバーの取得が必要となる場合は、総務部より講師等本人に連絡を取り、マイナンバーのコピー・本人確認書類の返送等の依頼対応をしていきます。

【2】講師料・謝礼が発生する際の処理方法について ー

学習会や講演会・講習会を開催し、個人に講師料・謝礼を支払う時は源泉所得税を加算した領収書の発行が必要です。ただし、団体や企業に対して講師料などの謝礼を支払う場合は源泉所得税の対象となりません。

(1) 領収書を作成する際の注意

- ①講師料などの謝礼とは別に交通費が発生する場合は、別途領収書を発行して下さい。
- ②源泉所得税は、生活クラブの負担となります。
- ③講師料などの謝礼を個人に支払う場合は、領収書に記載する「総額」には、源泉所得税や消費税などが含まれていますので、実際に支払う金額とは異なります。
- ④企業や団体に対して講師料などの謝礼を支払う場合は源泉所得税の対象となりませんので、実際に支払う講師料のみを記載した領収書を使い、金額を渡します。

(2) 領収書記入例

個人に渡す時の領収書記載例：講演会講師料として 10,000 円を支払う

- ・開催日の日付
(または講師が講師料を受け取る日付)
- ・宛名は「生活クラブ生活協同組合」
- ・金額は、源泉所得税を含んだ金額を記入する。
(実際に渡す金額は 10,000 円)
- ・但書きは、「●●講演会講師料として」と記入
- ・講師に直筆で、住所・氏名・電話番号を記載してもらう(印鑑があれば尚、良い。)

※記載金額については、別表の「報酬金額(源泉所得税)早見表」を参照のこと

領 収 書	20XX年4月1日
生活クラブ生活協同組合 様	
¥11,137-	
但、ごみ環境講演会講師料として	
上記正に領収いたしました	
さいたま市南区別所5-1-11	
生活 花子	
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

(3) 組合員活動費で申請する際の記入方法

- ・講師料として源泉税を含んで記載してください。
- ・その下段に源泉所得税を「マイナス」で記載してください。(マイナスは▲で記入)

20XX 年度 4 月分組合員活動費申請書													
(生活)支部運営委員会													
代表者: ○				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">限度額</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">※14年度 上期・下期</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>月繰越分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> </tr> </table>		限度額		※14年度 上期・下期		月繰越分		合計	
限度額													
※14年度 上期・下期													
月繰越分													
合計													
※4月・10月分申請書に記入(上期・下期どちらかに○)													
＜現金申請＞													
日付	活動内容	企画名	摘要	支出	番号								
4/1	まちづくり	ゴミ環境講演会	講師料(生活 花子)	11,137	①								
4/1	まちづくり	ゴミ環境講演会	源泉所得税(生活 花子)	▲ 1,137	①								
現金申請計				10,000									

① 領収書 20XX 年 4 月 1 日

生活クラブ生活協同組合 様

¥11,137-

但 ゴミ環境講演会講師料として

上記正に領収いたしました
さいたま市南区別所5-1-11
生活 花子
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

報酬金額(源泉所得税) 早見表

報酬支払金額	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000
領収書金額	1,113	2,227	3,341	4,454	5,568	6,682	7,795	8,909	10,023	11,137
源泉所得税	113	227	341	454	568	682	795	909	1,023	1,137

報酬支払金額	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000
領収書金額	12,250	13,364	14,478	15,591	16,705	17,819	18,933	20,046	21,160	22,274
源泉所得税	1,250	1,364	1,478	1,591	1,705	1,819	1,933	2,046	2,160	2,274

支払金額	21,000	22,000	23,000	24,000	25,000	26,000	27,000	28,000	29,000	30,000
領収書金額	23,387	24,501	25,615	26,729	27,842	28,956	30,070	31,183	32,297	33,411
源泉所得税	2,387	2,501	2,615	2,729	2,842	2,956	3,070	3,183	3,297	3,411

支払金額	31,000	32,000	33,000	34,000	35,000	36,000	37,000	38,000	39,000	40,000
領収書金額	34,525	35,638	36,752	37,866	38,979	40,093	41,207	42,320	43,434	44,548
源泉所得税	3,525	3,638	3,752	3,866	3,979	4,093	4,207	4,320	4,434	4,548

支払金額	41,000	42,000	43,000	44,000	45,000	46,000	47,000	48,000	49,000	50,000
領収書金額	45,662	46,775	47,889	49,003	50,116	51,230	52,344	53,458	54,571	55,685
源泉所得税	4,662	4,775	4,889	5,003	5,116	5,230	5,344	5,458	5,571	5,685

支払金額	55,000	60,000	65,000	70,000	75,000	80,000	85,000	90,000	95,000	100,000
領収書金額	61,254	66,822	72,391	77,959	83,528	89,096	94,665	100,233	105,802	111,370
源泉所得税	6,254	6,822	7,391	7,959	8,528	9,096	9,665	10,233	10,802	11,370

4. 改正「電子帳簿保存法」義務化に伴う経費精算について

2022年1月1日より改正「電子帳簿保存法」が施行され、2024年1月より保存義務化となりました。義務化以前は、メール・WEB等により電子データで受領した書類（領収書・請求書等）は「電子保存（データ保存）」と「紙保存」のどちらも認められていましたが、義務化により電子データで受領した領収書・請求書等を紙に印刷して保存することは認められず、電子データ（PDF等）保存のみが原本として認められるようになります。

(1) 電子帳簿保存法における「電子取引」の定義

- 電子取引とは、取引情報（取引に関して受領又は交付する請求書、領収書、注文書、契約書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう）の授受を電磁的方法（①～⑧参照）により行う取引をいいます。

- ①電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領した場合
- ②自らが請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を発行した場合
- ③インターネットのHPから領収書や請求書等をダウンロード・スクリーンショットした場合
- ④電子請求書や電子領収書等の授受に係るクラウドサービスを利用した場合
- ⑤クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカード（ETCなど）による支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ
- ⑥EDI（受発注・決済などを電子情報で行う取引）システムを利用した取引
- ⑦ペーパーレス化されたFAXによる取引
- ⑧請求書や領収書のデータをDVD等の記録媒体を介して受領する場合

- 身近な具体例として、インターネットの販売サイト等での物品購入（Amazon、アスクルなど）やネットプリント（プリントパックなど）、クレジットカードのWEB明細等が該当します。また、請求書・領収書等を郵送するのではなく、メールで送受信する場合も電子取引に該当します。
- 電子取引データの保存要件に則ってデータ管理がなされていない場合は「国税関係書類の帳簿保存義務を果たしていない」と見なされ、税務調査で指摘・是正を受ける可能性があるため、経費精算（申請）に際して、添付する領収書等の原本が電子データの場合は、以下の運用で申請をお願いします。

(2) 電子取引データの経費精算（申請）について

- ①経費精算に際しては、従来通り電子データ（領収書等）を紙にプリントアウトして添付して申請してください。
- ②原本である電子データについては、担当事務局に「いつ（経費申請日）」「誰の（申請者）」「何の

（経費申請内容）」がわかるようにデータを提出（事務局メールアドレス等へ）してください。事務局メールアドレスは担当事務局（センターは事務局長）にお問合せください。USB等に保存したデータを直接、事務局に持ってきていただいても構いません。

<例 1>

- ・経費申請日：2024年1月5日
- ・申請者：生活 花子
- ・申請内容：ブロック役員経費 12月分の Amazon で購入した書籍の 1,000 円の領収書・請求書

<例 2>

- ・経費申請日：2024年1月10日
- ・申請者：〇〇支部
- ・申請内容：〇〇支部組合員活動費 12月分のプリントパックで注文した拡大チラシ印刷代 50,000 円をカード決済した時の請求書・利用明細等

③電子データ提出時のファイル種類

- *PDF ファイル等をダウンロードできる場合は、PDF ファイルを提出してください。
- *PDF ファイル等にダウンロードできない場合は、WEB 上に表示される領収書等を PDF ファイルに変換するか、スクリーンショットした画像データを提出してください。
- *上記の方法でデータ提出ができない場合は、WEB 上の表示画面を事務局メールに転送してください。

④コンビニ支払い、代金引換えの支払い分について

- *電子取引（ネット通販等）で購入したもので、支払いがコンビニ支払いや代金引換え等のものについては、支払った際の領収書類（レシート等）とともに、支払い内容のわかる購入元の請求書・明細書等で経費精算できますが、購入元の請求書・明細書等が電子データの場合は、別途、電子データの提出が必要となります。

5. 「インボイス制度」開始に伴う経費精算について

2023年10月より「インボイス制度」が開始となりました。制度開始に伴い、制度概要及び一部、経費精算について以下の内容を確認のうえ対応をお願いします。

(1) インボイス制度概要

- *インボイス制度とは正式には「適格請求書等保存方式」といいます。インボイス制度が開始されたことで最も大きな変化は「消費税」となります。
- *消費税は物品・製品の販売やサービスの提供などの取引（課税取引）に対して広く課税される税金で、消費者が負担し事業者が納付します。
- *消費税の納付額を計算する際、売上にかかっている消費税から、仕入（経費）にかかった消費税を差し引いた金額が消費税の納付額となり、この差し引く工程を「仕入税額控除」といいます。



- *インボイス制度では、上記、仕入税額控除を受けるために、※決められた要件を満たした「適格請求書（もしくは適格簡易請求書）」の保存が必要となります。また、適格請求書を交付できるのは課税事業者（消費税の納税義務者）かつ「適格請求書発行事業者」登録をした事業者のみとなります。
- *インボイス制度が開始となることで、現状、これまで行なってきた経費精算ができなくなることはありませんが、仕入税額控除を受けられない経費精算（請求書・領収証類）が増えていくと、生活クラブ埼玉として納付する消費税額の増加および、仕入税額控除できない分の金額（仕入税額）が経費となり、経費増加の要因となります。

※適格請求書、適格簡易請求書（レシート等）の記載要件（出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」）

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

(2) 生活クラブ購入分（消費材）の経費精算

- ・生活クラブ購入分（消費材）の経費精算（費用補助等）について、これまでは「個人別配達明細表兼配達予定明細表」を添付し経費精算するケースがありましたが、インボイス制度においては、上記の書類は「適格請求書（もしくは適格簡易請求書）」に該当しません。
- ・生活クラブから組合員へ発行している請求書類で「適格請求書および適格簡易請求書」に該当するのは、「個人引落通知書」or「デポーレシート」のみとなります（別途、事務局から発行する手書き領収証についてもインボイス制度対応書式に変更しています）。
- ・生活クラブ購入分の経費精算（費用補助等）をする際は、「個人引落通知書」or「デポーレシート」を添付するようにしてください。

(3) 通販サイト（プリントパック、Amazon 等）を利用した際の注意事項

- ・WEB上の通販サイトを利用した際の経費精算について、各通販サイト内で請求書・領収書をダウンロードしたものを添付する必要がありますが、必ず適格請求書発行事業者登録番号の記載有無を確認してください。業者によっては登録番号を請求書の方に記載し、領収書には未記載の仕様となっている場合があります（図1、2. プリントパック、Amazonの場合）。
- ・また、代金支払い方法で「代金引換え」「コンビニ払い」した際の領収書類はインボイス（適格請求書等）ではありませんので、支払った領収書類とともに上記、通販サイト内で発行されるインボイス（適格請求書等）を添付してください。
- ・WEB上からダウンロードしたインボイス（適格請求書等）についても、電子データとなりますのでPDFファイルをデータで事務局まで提出してください。

【図 1. プリントパックの場合】 登録番号あり

請求書
(インボイス)

20XX年4月1日

生活クラブ生協 埼玉本部 御中 XXXXXXXXXX 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
ご依頼いただきました件、次の通り御請求申し上げます。
何卒よろしくお願ひ申し上げます

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-825-6800



登録番号 T5130001024625

お支払条件 クレジットカード支払い 納品場所 ご指定場所

御請求金額 45,780円 (税込) 納品期日 4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC36328123	品名：【鶏肉学習会】報告チラシ A4 / 両面4色 / コート90 / 30,000部×1種類 / 加工1：トンボ仕上がり断裁 (ご注文サイズでお納め) 加工2： ※発送諸経費を含みます。	1	45,780	45,780
	10%対象 (税抜)			41,619
	10%消費税			4,161
	小計			45,780
合 計				45,780

特記事項

【図1. プリントパックの場合】 登録番号なし

領収書

20XX年4月1日

生活クラブ生協 埼玉本部 御中 XXXXXXXXXX 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしく願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3-1
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード 納品場所 ご指定場所

御請求金額 45,780円 (税込) 納品期日 4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC36328123	品名：【鶏肉学習会】報告チラシ A4 / 両面4色 / コート90 / 30,000部×1種類 / 加工1：トンボ仕上がり断裁（ご注文サイズでお納め） 加工2：	1	45,380	45,380
	発送諸費用			400
合 計				45,780

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

【図 2. Amazon の場合】 登録番号あり



適格請求書

生活クラブ生活協同組合埼玉本部
川口市小谷場206, 生活クラブ生活協同組合埼玉本部
埼玉県, 333-0857
JP

発行者: アマゾンジャパン合同会社
登録番号: T3040001028447

請求書発行日: 2023-11-14
請求書番号: JP3A0900PAJGK1
合計: ¥1,431

購入者住所	配送先住所	発行者
生活クラブ生活協同組合埼玉本部 川口市小谷場206, 生活クラブ生活協同組合埼玉本部 埼玉県, 333-0857 JP	佐藤 将義 川口市小谷場206, 生活クラブ生活協同組合(埼玉) 埼玉県, 333-0857 JP	アマゾンジャパン合同会社 153-0064 東京都目黒区下目黒 1-8-1 ARCO TOWER ANNEX 日本 登録番号: T3040001028447

注文情報

注文日	2023-11-14
注文番号	249-1827581-9456665
注文者	生活クラブ生活協同組合

購入明細

内容	数量	価格 税抜	税率	価格 税込	小計 税込
旭電機化成 スマイルキッズ 拡声器 ハンドメガホン 2 AMM-102 B000WSM26Q	1	¥1,301	10%	¥1,431	¥1,431
合計					¥1,431

	税率	小計 税抜	税額	小計 税込
	10%	¥1,301	¥130	¥1,431
合計		¥1,301	¥130	¥1,431

受領者情報にはお支払いにご利用いただいた請求先住所を表示しています。氏名または名称が含まれない場合は適格簡易請求書としてご利用いただけます。適格請求書における「取引年月日」は「請求書発行日」です。内容に関して質問等ございましたらカスタマーサービスまでご連絡ください。この書類は支払いの請求ではありません。

【図 2. Amazon の場合】 登録番号なし

amazon.co.jp

注文番号249-1827581-9456665の領収書 (再発行)

支払者：生活クラブ生活協同組合
 注文者：生活クラブ生活協同組合
 注文日：2023年11月14日
 最初の発行日：2023年11月14日
 Amazon.co.jp 注文番号：249-1827581-9456665
 ご請求額：¥1,431

_____様

2023年11月14日に発送済み	
注文商品	税込価格
1点 旭電機化成 スマイルキッズ 拡声器 ハンドメガホン 2 AMM-102 販売：Amazon Business JP (出品者のプロフィール) 商品についての質問は (こちら) 法人価格 コンディション：新品	¥1,431
お届け先住所： 佐藤 将義 333-0857 埼玉県 川口市小谷場206 生活クラブ生活協同組合 (埼玉) 日本	
配送方法： お急ぎ便	
支払い情報	
支払い方法： MasterCard カード番号の一部：5900	商品の小計：¥1,431 配送料・手数料： ¥0 注文合計：¥1,431 ご請求額：¥1,431
クレジットカードへの請求	MasterCard (下4けたが5900)：2023年11月14日：¥1,431

注文の状況を確認するには、[注文内容](#) をご覧ください。

[利用規約](#) | [プライバシー規約](#) ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

アースメイド野菜.....	32	共同購入ワーカーズ.....	14
あっぱれ育ち.....	32	共同班.....	9
あっぱれはればれ野菜おまかせ4点セット.....	39	組　　。.....	9
Another Milk.....	22	組合員活動費.....	68
新たな広告・拡大連携施策.....	21	組合員の形態.....	9
イベント保険.....	23	クラウドシステム.....	28
ウェルカム特典値引き.....	21	くらぶメゾン.....	16
運動グループ.....	18	くらぶルーム.....	16
映画「遺伝子組み換えルーレット」.....	43	グリーンシステム.....	46
映画「食を守る人々」.....	43	グリーンファンド秋田.....	47
映画「種とゲノム編集の話」.....	43	クリスマス正月用消費材試食会.....	35
映画「たねと私の旅」.....	43	原発のない社会を目指す活動.....	46
SNS利用についての留意点.....	29	公式 Instagram.....	28
SDGs.....	6	合成洗剤をやめていのちと自然を守る埼玉連絡会.....	44
エコロ基金	52	CO・OP火災共済学習会.....	56
エコロさん.....	52	CO・OP共済.....	54
エコロ制度	50	国内自給まかない亭.....	22
エコロ福祉委員会.....	62	子ども食堂	57
NPプログラム	57	個配.....	9
FEC 自給ネットワーク.....	6	コミュニティークラブ埼玉 (CCS).....	20
L's(エルズ)選定品	32	米消費地交流会.....	35
大人の学校.....	19	埼玉県市民ネットワーク.....	19
お友だち特典値引き.....	21	埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会.....	18
オンライン生産者コラボ.....	25	三富（さんとめ）協同村.....	17, 45
拡大チラシ・拡大サンプル.....	26	GMOフリーゾーンサポーター宣言.....	43
カタログ回収.....	46	GM ツリーの図.....	43
COMEONかもん.....	4	GMナタネ自生調査.....	43
カレッジ.....	26	GMフリーゾーン宣言.....	43
監事会.....	14	自主運営・自主管理.....	3
議案書.....	10	自主基準.....	31
機関紙.....	26	試食会.....	35
牛乳消費地交流会.....	35	自然エネルギー.....	46
牛乳生産者交流会.....	35	自然エネルギー基金助成.....	47
協同組合.....	2	支部.....	9
共同購入（利用結集）活動.....	30	支部運営委員研修.....	12

支部大会.....	10	専従職員.....	14
シャボン玉月間.....	44	全体補助（負担）.....	65
出資・利用・運営.....	4	葬儀学習会・見学会	59
省エネ講座.....	47	総代.....	13
紹介活動.....	25	総代会.....	13
消費委員会.....	32	SSカフェ（ソーシャルユリテイク）.....	56
消費材.....	30	ソーシャルメディアガイドライン.....	29
消費材意見要望（旧 消費材開発改善要望）.....	41	ソーシャルメディア利用についての留意点.....	29
消費材 Step Up 点検.....	39	組織.....	8
食育講座.....	25	組織の協業と分業.....	14
食肉学習会.....	35	大試食会.....	35
新・おしゃべりキッチン.....	35	大豆一粒運動.....	43
新規加入者対応.....	24	たぐいまれ	32
Think & Act.....	5	たすけあい活動.....	49
ストップ遺伝子組み換え（NON-GM）運動.....	42	たすけあいグループ.....	52
3R.....	46	単位生協（単協）.....	2
生活館.....	16	地域協議会.....	20
生活館運営委員会.....	17	地区.....	9
生活館協議会.....	17	地区・支部運営委員会.....	11
生活クラブ運動グループ宣言.....	20	地区大会.....	10
（株）生活クラブエナジー.....	47	中期計画.....	7
生活クラブFPの会.....	55	提案書.....	10
生活クラブカレッジ.....	26	Tハウス.....	59
生活クラブ共済「ハグくみ」.....	53	展説車.....	24
生活クラブでんき.....	46	デポ（拠点として）.....	17
生活クラブ2030 行動宣言.....	6	デポ（店舗）組合員.....	9
生活クラブのエネルギー7原則.....	42	デポ活動.....	63
生活クラブの消費材10原則.....	30	デポ交流会.....	64
生活クラブの情報媒体.....	26	デポフロアーキャンペーン.....	64
生活クラブの福祉・たすけあい8原則.....	49	デポワーカーズ.....	14
生活クラブフードバンク	58	電気の学習会.....	47
生活宣言.....	5	でんき Life Book.....	48
生産原価保障方式.....	30	展示説明会.....	24
生産者見学会.....	38	展示即売会・内覧会.....	41
生産者交流会.....	35	どんぐりヤマ.....	17, 45
生産者コラボ企画.....	24	仲間づくり.....	21

ニュース・チラシ.....	27	まちづくり活動.....	18
はればれ育ち	32	まちづくり方針.....	20
ピースアクション.....	48	見守り協定.....	60
ピオサポーター養成講座.....	39	ミルク教室.....	35
ピオサポ基礎講座.....	39	メールマガジン.....	27
ビジョンフード	32	結　　。.....	9
ひとことカード.....	4	有償サンプル.....	35
一人一票.....	3	予約（食べる約束）.....	30
Facebook グループ生活クラブ埼玉組合員サイト.....	28	よやくらぶ	32
プレスリリース.....	29	よりそいサポーター.....	59
ブロック.....	12	ライフプラン講座.....	54
ブロック会議メンバー研修.....	13	理事会.....	13
ブロック総代.....	13	R（リターナブル）びん.....	46
ブロック大会.....	13	連　　。.....	18
ブロック補助（負担）.....	65	わ〜くわっく.....	61
平和と民主主義の社会をめざす活動.....	48	ワークシステム.....	63
報告承認.....	10	わかって食べる人.....	32
法人向け食材サービス（配送・デポー）.....	25	若者おうえん基金	58
ほめ*ほめ子育てトレーニング	57	ワクワクをプラス.....	21



生活クラブ埼玉 HP の「組合員メニュー（スマホは右上 MENU）」

⇒ 「活動ツール」 > 「2024 年度活動ハンドブック」

NO	資料
組 織 活 動	
1	協同組合原則（ICA 声明）
2	OCR・eくらぶを使ったアンケート
3	Think&Act 行動原則
4	第7次中期計画ダイジェスト版
5	「組」運用規定
6	拠点一覧（拠点ルール・補助等→ブロック編）
7	第2次三富協同村構想
8	組合員活動支援制度「連」
9	ワーカーズ・コレクティブ
10	市民ネットワーク
11	大人の学校 講座メニュー
12	生活クラブ運動グループ宣言
13	イベント保険
14	新規加入者対応
15	生産者コラボ企画
16	イベントマニュアル
18	生活クラブの広報媒体一覧
19	Facebook グループ 組合員サイト
20	プレスリリース例文
21	ソーシャルメディア利用の留意点
共 同 購 入 活 動	
22	生活クラブの消費材 10 原則
24	食肉類の食中毒予防マニュアル
25	おしゃべりキッチン手引き
27	展示即売会マニュアル
28	消費材事故・クレーム対応比較表

NO	資料
サ ス テ イ ナ ブ ル 活 動	
29	生活クラブのエネルギー7原則
30	生活クラブでんき推進のための資料
31	省エネ講座
32	自然エネルギー基金規程
33	生活クラブでんき生産者（発電所）交流会、見学会
た す け あ い 活 動	
40	生活クラブの福祉・たすけあい8原則
41	生活クラブ共済ケアサービス
42	ライフプラン講座
43	CCS 講座メニューと補足
44	葬儀学習会・見学会
45	たすけあい活動補助一覧
46	エココロ基金実施要項
47	エココロ制度 集団託児手引き（主催者用）
会 計	
50	活動費関連書式 記入例
<p>ブロック毎で異なる資料/書式は、 ブロック編(WEB)で確認してください。</p>	

各項目の詳細資料を HP に掲載しています。紙資料を希望の方は事務局にお問い合わせください。



生活クラブ埼玉 HP の「組合員メニュー (スマホは右上 MENU)」

➤ 「活動ツール」 ➤ 「2024 年度活動ハンドブック」

※頁は、活動ハンドブック本冊の主な該当ページを指します。

NO	書式名称	頁
組 織 活 動		
1	活動参加名簿	-
2	ひとことカード (2022 年度新版)	5
3	注文書のアンケート調査申請書	5
4	班・組 設置・解散 関連書式	9
5	大会完了報告書	10
6	報告書・提案書・運営委員会報告書	10
7	年間活動計画表 書式	12
8	拠点活動 関連書式 くらぶルーム中期計画書(旧 2 カ年)、 補助費申請書等は「ブロック編」	16
9	「連」 関連書式	18
10	W.Co 見学研修等依頼書・準備会結成届	18
11	イベント保険申請書&報告書	23
12	新規加入者の集い・説明会報告書	24
13	食育講座申込書	25
14	HP 情報掲載・メルマガ配信依頼書	26
共 同 購 入 活 動		
20	利用促進イベント計画シート	34
21	生産者交流会関連書式	34
24	ピオサボ講座 関連書式	39
25	展示即売会 関連書式	41
26	消費材への意見・要望集約表	40

NO	書式名称	頁
サ ス テ イ ナ ブ ル 活 動		
30	GM フリーゾーン登録用紙	43
31	でんきの共同購入学習会 関連書式	47
32	自然エネルギー基金助成 関連書式	47
33	でんきの生産者交流会 関連書式	47
た す け あ い 活 動		
40	たすけあいグループ 関連書式	52
41	CO・OP 火災共済学習会 関連書式	56
42	ライフプラン講座 関連書式	55
43	Tハウス 関連書式	59
44	よりそいサポーター 関連書式	60
45	子育て支援講座 関連書式	57/59
46	子ども食堂等届け出用紙	58
47	葬儀学習会・見学会 関連書式	59
49	わ〜くわっく北本見学申込書	61
50	エコロ基金 助成申請書・請求書	52
51	若者おうえん基金交流会 申請書	58
会 計		
60	組合員活動費 申請書式	68
ブロック毎で異なる資料/書式は、 ブロック編 (WEB) で確認してください。		

各書式を HP に掲載しています。紙資料を希望の方は事務局にお問い合わせください。

ブロック地図とセンター（デポー）所在地



本部	333-0857	川口市小谷場 206	☎048-424-2763 fax048-424-2796
コールセンター	同上	同上	☎048-423-7991
狭山センター	350-1328	狭山市広瀬台 2-12-28	fax 04-2955-8777
所沢センター	354-0045	入間郡三芳町大字上富 474-2	fax 049-259-5817
川口センター	333-0857	川口市小谷場 206	fax 048-424-5386
越谷センター	343-0844	越谷市大間野町 1-21-2	fax 048-988-3913
大宮センター	337-0004	さいたま市見沼区卸町 1-18	fax 048-686-8160
熊谷センター	360-0012	熊谷市上之 781-1	fax 048-525-6851

デポー浦和	330-0064	さいたま市浦和区岸町 6-1-4 アズール調の杜	☎048-826-5941
デポー所沢	359-1111	所沢市緑町 1-3-7 1F	☎04-2968-9820
デポー越谷	343-0845	越谷市南越谷 1-2904-3	☎048-961-8243

(2024年3月末現在)

